

# 日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の 平成21年度に係る業務の実績に関する評価

## 全体評価

### ①評価結果の総括

- (イ) 私立大学等に対する補助金事業や学校法人等に対する貸付事業などの各事業において年度計画を着実に達成するとともに、業務運営の効率化や財務内容の改善が図られている。
- (ロ) 経費の縮減については、年度計画を大きく上回る成果をあげており、今後も継続的に工夫・改善されることを期待したい。

### <参考>

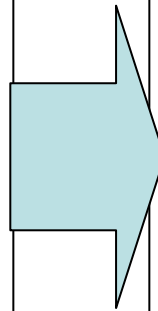
・業務の質の向上:A

・業務運営の効率化:A

・財務内容の改善:A 等

### ②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) 私学事業団の各業務を行ううえで、安定した貸付けと、貸付金の確実な回収が極めて重要な課題である。  
(項目別-p8~12参照)
- (ロ) 私立学校の経営環境が厳しくなる中で、情報提供と経営相談業務の充実が課題である。多様なニーズに対応できるよう、一層強化されたい。  
(項目別-p13~18参照)



### ③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

- (イ) より適切な貸付の実施並びに債権管理の充実に加え、滞納法人の滞納解消に向けた取り組みを継続することが望まれる。
- (ロ) 経営相談業務の拡充に対応すべく、引き続き内部人材を育成し、かつ外部人材の活用を図るとともに、各種セミナー等での満足度等の向上に努められることが望まれる。

### ④特記事項

総務省の2次評価で指摘のあった総合評価方式、企画競争、公募の実施に係るマニュアル等については、平成21年度において整備された。また、1者応札についても、私学事業団において原因の確認及び改善方策の策定が行われた。

文部科学省独立行政法人評価委員会高等教育分科会  
日本私立学校振興・共済事業団部会

○ 部 会 長

佐 野 慶 子 日本公認会計士協会常務理事

○ 臨 時 委 員

石 堂 正 信 株式会社 J R 東日本リテールネット  
常務取締役

桐 村 晋 次 古河電気工業株式会社顧問

佐 藤 誠 二 国立大学法人静岡大学人文学部長

田 中 清 銀座ファースト法律事務所所長 弁護士

## 日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の 平成21年度に係る業務の実績に関する評価

### 項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
○国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						(小項目名) 情報収集提供機能の充実・改善状況	A	A			
(大項目名) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A				(小項目名) 学校法人等に対する情報提供状況	A	B			
(中項目名) 私立大学等に対する補助事業	A	A				(中項目名) 受配者指定寄付金事業	A	A			
(小項目名) 補助金配分方法の見直し状況	A	A				(小項目名) 利用促進に向けた取組状況	A	A			
(小項目名) 補助金制度の周知状況	A	A				(小項目名) 電算処理システムの構築状況	A	A			
(小項目名) 補助金申請方法の改善状況	A	A				(中項目名) 学術研究振興基金事業	A	A			
(中項目名) 学校法人等に対する貸付事業	A	A				(小項目名) 交付対象事業・採択基準等の見直し状況	A	A			
(小項目名) 借入ニーズの把握及び貸付財源の確保状況	A	A				(小項目名) 研究成果の普及の取組状況	A	A			
(小項目名) 貸付対象・貸付条件の見直し状況	A	A				(小項目名) 審査の客観性及び透明性の確保の取組状況	A	A			
(小項目名) 延滞債権の回収に向けた取組状況	A	A				(小項目名) 取扱基準の周知の取組状況	B	A			
(中項目名) 学校法人等に対する経営支援・情報提供事業	A	A				(小項目名) 基金事業の広報活動状況	A	A			
(小項目名) 経営改善等に向けた支援の取組状況	A	A				(中項目名) 事業に関する情報開示	A	A			
(小項目名) 経営改善計画の作成支援状況	A	A				(小項目名) ホームページ等を活用した情報開示の状況	A	A			
(小項目名) HP内容の工夫・改善の取組状況	A	A				(小項目名) 公表資料のHPへの掲載状況	A	A			

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)  
 本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

## 項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
○業務運営の効率化に関する事項						(中項目名) 期間全体に係る予算	A	A			
(大項目名) 業務運営の効率化に関する事項	A	A				(中項目名) 期間全体に係る収支計画	A	A			
(中項目名) 効率的な業務運営体制の確立	A	A				(中項目名) 期間全体に係る資金計画	A	A			
(中項目名) 経費等の縮減・効率化	A	A				(大項目名) 短期借入金の状況	—	—			
(中項目名) 契約の適正化	A	A				○その他主務省令で定める業務運営に関する事項					
○財務内容の改善に関する事項						(大項目名) その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A			
(大項目名) 予算、収支計画及び資金計画	A	A				(中項目名) 施設・設備に関する計画	—	—			
(中項目名) 収益の確保、予算の効率的な執行、 適切な財務内容の実現	A	A				(中項目名) 人事に関する計画	A	A			
(小項目名) 収支計画に沿った適切な運営状況	A	A				(小項目名) 適切な人事配置の状況	A	A			
(小項目名) 自己収入確保の状況	A	A				(小項目名) 人材確保に向けた取組状況	A	A			
(中項目名) 財務内容の管理・運営の適正化	A	A				(小項目名) 職員の資質・能力向上に向けた取組状況	A	A			
(小項目名) 財務内容の透明性等の確保の状況	A	A				(中項目名) 研修等助成に関する計画	A	A			
(小項目名) 財政状態の健全性の確保の状況	A	A				(中項目名) 中期目標期間を超える債務負担	—	—			
(中項目名) 人件費の削減等	B	A									

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)  
 本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
収入						支出					
政府出資金	—	—	—	—	11,000	貸付金	50,445	53,751	39,044	55,488	86,216
借入金	37,000	35,900	18,800	40,100	56,900	借入金償還	61,509	57,587	56,325	53,634	54,613
私学振興債券	6,999	7,999	7,998	3,998	8,000	借入金利息	14,689	13,261	12,160	10,886	9,879
貸付回収金	67,023	66,156	67,404	64,982	65,681	債券利息	412	545	696	807	889
貸付金利息	17,213	15,989	14,890	13,709	12,804	債券発行諸費	27	31	30	16	30
預金利息	0	4	25	15	7	助成金	100	—	22	73	100
国庫補助金	252,335	256,210	328,050	324,827	321,782	交付補助金	252,335	256,210	328,050	324,827	321,782
受入寄付金	33,771	20,266	20,007	15,762	13,099	配付寄付金	32,856	15,343	20,759	15,455	14,404
受入基金	6	6	26	19	10	学術研究振興費	140	120	115	129	129
基金受取利息	118	110	110	110	110	人件費	1,131	1,031	1,139	1,100	1,038
雑収入	365	2,395	123	401	595	一般管理費	148	168	167	159	158
						業務経費	448	425	415	387	379
						施設設備費	—	44	40	—	—
						長期勘定へ繰入	42	—	11	37	50
						雑支出	351	2,373	109	384	577
計	414,830	405,035	457,432	463,923	489,988	計	414,633	400,889	459,081	463,381	490,245

(注)記載額は、百万円未満を四捨五入して表示している

(単位:百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
費用						収益					
経常費用						経常利益					
交付補助金	252,335	256,210	328,050	324,827	321,782	補助金等収益	252,335	256,210	328,050	324,827	321,782
借入金利息	14,628	13,208	12,103	10,827	9,822	貸付金利息	17,184	15,995	14,915	13,576	12,794
配付寄附金	32,856	15,343	20,759	15,455	14,404	寄附金収益	33,001	15,467	20,877	15,587	14,536
一般管理費	602	575	628	545	552	財務収益・雑益	365	2,398	147	410	601
その他	5,098	4,811	2,318	2,453	2,948	受託収入	—	6	—	1	1
臨時損失	3	59	2	0	1	臨時利益	33	182	96	390	9
法人税、住民税及び事業税	—	7	3	0	0						
計	305,522	290,213	363,864	354,108	349,509	計	302,919	290,258	364,085	354,791	349,723
						純利益(損失)	△ 2,603	45	221	683	214
						総利益(損失)	△ 2,603	45	221	683	214

(注)記載額は、百万円未満を四捨五入して表示している

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

※平成17年度決算において損失が計上された理由は、貸付事業を健全に行うための財務上の基盤の強化のため、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」を積み増したことによるものである。

※平成20年度決算において利益が計上された理由は、長期滞納法人からの回収、貸付残高の減少等により、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」が減少したことによるものである。

(単位:百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出						業務活動による収入					
交付補助金支出	252,335	256,210	328,050	324,827	321,782	国庫補助金収入	252,335	256,210	328,050	324,827	321,782
貸付による支出	50,445	53,751	39,044	55,488	86,216	貸付金の回収による収入	67,655	66,562	67,526	64,982	65,681
長期借入金の返済による支出	61,509	57,587	56,325	53,634	54,613	長期借入による収入	37,000	35,900	18,800	40,100	56,900
借入金利息支出	14,689	13,261	12,160	10,886	9,879	貸付金利息収入	17,257	16,017	14,945	13,586	12,797
受配者指定寄付金の配付による支出	14,463	15,341	20,458	14,839	14,398	受配者指定寄付金の受入による収入	15,378	20,264	19,722	15,159	13,097
その他の支出	2,704	4,733	2,733	3,108	3,061	その他の収入	7,508	10,640	8,361	4,646	8,726
投資活動による支出	23,393	9,329	118,441	105,988	130,027	投資活動による収入	20,229	9,598	119,768	105,875	129,521
財務活動による支出	142	0	33	110	150	財務活動による収入	6	6	26	19	11,010
翌年度への繰越金	6,580	11,565	11,519	11,832	11,219	前年度よりの繰越金	8,892	6,580	11,565	11,519	11,832
計	426,261	421,778	588,763	580,712	631,344	計	426,261	421,778	588,763	580,712	631,344

(注)記載額は、百万円未満を四捨五入して表示している

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
資産						負債					
流動資産						流動負債					
現金及び預金	9,835	14,470	13,051	13,458	13,331	預り寄附金	6,635	11,530	10,782	11,087	9,782
有価証券	250	248	248	240	238	1年以内返済長期借入金	57,347	54,283	52,744	52,933	54,154
貸付金	641,266	628,920	600,645	591,572	612,288	その他	785	808	716	647	743
貸倒引当金	△ 2,812	△ 4,034	△ 4,207	△ 4,105	△ 4,055	流動負債合計	64,767	66,620	64,242	64,667	64,680
未収収益	539	525	493	477	477	固定負債					
貸倒引当金	—	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	長期預り寄附金	290	275	259	229	204
その他	7	12	8	17	8	私学振興債券	32,000	40,000	48,000	52,000	60,000
流動資産合計	649,085	640,140	610,237	601,659	622,286	債券発行差額(△)	—	—	△ 9	△ 9	△ 8
固定資産						長期借入金	504,582	485,960	449,973	436,250	437,316
建物	627	628	693	678	660	退職給付引当金	1,247	1,158	1,151	1,037	1,007
構築物	2	1	1	1	2	固定負債合計	538,119	527,392	499,374	489,507	498,520
車両運搬具	6	4	3	2	1						
工具器具備品	44	47	49	48	44	負債合計	602,886	594,012	563,616	554,174	563,200
土地	663	663	663	663	663	純資産					
建設仮勘定	—	44	—	—	—	資本金	48,969	48,969	48,969	48,969	59,969
投資有価証券	5,351	5,353	5,355	5,357	5,359	資本剰余金	5,316	5,321	5,346	5,365	5,375
破産更生債権等	7,170	5,868	5,559	5,138	4,908	利益剰余金	553	598	787	1,360	1,424
貸倒引当金	△ 5,233	△ 3,857	△ 3,842	△ 3,678	△ 3,954	(うち当期末処分利益)	—	45	221	683	214
その他	8	8	0	0	0	(うち当期末処理損失)	△ 2,603	—	—	—	—
固定資産合計	8,639	8,760	8,482	8,210	7,682	純資産合計	54,837	54,888	55,102	55,694	66,768
資産合計	657,724	648,901	618,719	609,869	629,968	負債純資産合計	657,724	648,901	618,719	609,869	629,968

(注)記載額は、百万円未満を四捨五入して表示している

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載) (単位:百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
I 当期未処分利益(又は損失)					
当期総利益	—	45	221	683	214
当期総損失	△ 2,603	—	—	—	—
前期繰越欠損金	—	—	—	—	—
II 利益処分額					
積立金	—	12	112	533	44
積立金取崩額	△ 2,603	—	—	—	—
日本私立学校振興・共済事業団法第35条第1項に基づく助成金	—	22	73	100	100
日本私立学区振興・共済事業団法附則第12条の規定に基づく長期勘定への繰入	—	11	37	50	70

(注)記載額は、百万円未満を四捨五入して表示している

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

※平成17年度決算において損失が計上された理由は、貸付事業を健全に行うための財務上の基盤の強化のため、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」を積み増したことによるものである。  
 ※平成20年度決算において利益が計上された理由は、長期滞納法人からの回収、貸付残高の減少等により、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」が減少したことによるものである。

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載) (単位:人)

職種※	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
職員数	103	103	103	103	103

日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）の平成21事業年度に係る業務の実績評価〔項目別評価〕

【評価基準】

- S：特に優れた実績を上げている。（客観的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。）  
 A：中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100%以上）  
 B：中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%以上100%未満）  
 C：中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%未満）  
 F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。（客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。）

○ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	補助事業の実施状況 配分方法の見直し状況							A	学校や学生を取り巻く環境・情勢の変化に対応した見直しを実施されており、評価できる。	35 ～ 42
1 私立大学等に対する補助事業 (1) 文部科学省における補助金制度の見直し等の状況を踏まえつつ、効率的な補助金の交付に向け、積極的に文部科学省と協議を行うなど配分方法の適時適切な見直しを行う。	1 私立大学等に対する補助事業 (1) 補助金の適切な配分を行うため、定員割れ大学等への私立大学等経常費補助金の減額をさらに強化するなど調整係数表等の見直しを行う。								A		
							(1) 補助金の適正かつ効率的な配分を行うため、6回にわたり文部科学省との協議を重ね、一般補助、特別補助の項目変更などについて以下の検討及び見直しを行った。  【一般補助】  ○補助金算定方法等(配分基準)の見直し ・定員割れ学部等に係る減額強化 大学等の定員規模の適正化(学部・学科の改組転換、入学定員の削減等)により経営改善を促すため、昨年度の見直しに引き続き、学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率表のうち、定員割れ学部等に係るものについて、従前の12区分から14区分に増減率の区分を延伸するとともに、最大減額率を△23%から△30%に見直すことにより、定員割れ状況に応じた減額強化を行った。 ・内定取消しを受けた学生への対応 経済情勢の悪化に伴い、企業等から就職の内定の取消しを受けた者で卒業延期を認められた学生については、学生に対する各大学の対応を支援するため、補助金算定上不利とならないよう、学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率の算出基礎に算入しないこととした。  ・調整係数表の表記の変更 補助金の算定にあたり、教育条件や財政状況を反映した配分を行っていることをより明確にするため、調整係数表及び調整係数補正表の表記を変更し、「学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率表」など、各増減率について内容がわかる具体的な表現に改めた。  ○補助金の不交付基準(取扱要領)の見直し ・定員割れ学部等の不交付措置の例外 定員割れ学部等(収容定員充足率50%以下の学部等)の不交付措置の例外要件について、基準の明確化を図るとともに定員割れ解消に向けた取組を促進する				

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
								<p>ため、「採択制項目で採択又は外部評価を受け結果を公表」という要件を「定員減、改組転換など、定員割れ解消に向けた計画について学校法人としての意思決定がなされているもの」に変更した。</p> <p>・募集停止学部・学科の取扱い 原則として補助対象とならない学生募集を停止した学部等の取扱いについて、これまでは新たな学部等の設置に伴う募集停止のみを補助対象としていたが、これに加え、既設学部等の定員増に伴う場合についても補助対象とすることとした。 これにより、社会的ニーズにあった学部への転換や学生ニーズにあった定員規模への変更など、各大学等の活性化に向けた機敏な対応を可能とした。</p> <p>【特別補助】 各大学等が自らの選択に基づきそれぞれが求められるニーズに応じた特色ある教育研究を展開するためには、それぞれの特色に応じた支援が必要である。平成 21 年度においては、補助項目の大幅な変更と合わせ、ゾーン毎の配分割合の見直しを図った。</p> <p>○申請ゾーン間の配分割合の見直し 大学等の多様な機能と個性・特色を活かした教育研究をより推進していく観点から、「各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援」に係る申請ゾーン(ABC)※において「併有するゾーン」の配分割合を 80%から 70%に変更した。 ※Aゾーン…地域社会のニーズに応える教育の推進 Bゾーン…個性豊かで多様な教育の推進 Cゾーン…教育研究活動の高度化・拠点の形成</p> <p>○メニュー・補助項目の見直し 大学等における①教育の質向上や国際化の推進、②経営基盤の強化、③地域活性化への支援、④経済情勢の悪化を踏まえた学生への修学支援の強化など、近年の私立大学等を取り巻く諸情勢を踏まえた対応が、より適切、かつ明確なものとなるよう、メニュー・補助項目について大幅な整理統合を行った。 (補助項目の新設及び統合) ・大学教育の質向上への一体的な取組支援(新設) ・地域社会のニーズに応える人材養成支援(統合) ・総合的な地域活性化事業支援(統合) ・世界を舞台に活躍する人材養成支援(統合) ・ICT活用教育研究支援(統合)</p> <p>○個別補助項目内容の見直し ・障がい者の入学の推進 障がい者の入学を推進する観点から、これまでの障がい者の在籍状況に応じた支援に加え、受入れ体制の整備状況に応じて増額する仕組みを導入した。</p> <p>・教育研究拠点大学院重点経費 私立大学における女性教員及び女性研究者の割合を高める観点から、教育研究拠点大学院重点経費において女性研究者の在籍状況に応じて増額する仕組みを導入した。</p>			

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
							<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター等支援 リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクターの採用状況に応じた、より適切かつきめ細かな配分を行うため、これまで所要経費の二分の一としていた算定方法を人数に単価を乗じる仕組みに変更した。</li> <li>・地域の知の拠点活性化支援 地域の知の拠点として、産学連携等に積極的に取り組んでいる大学等への支援をさらに充実する観点から、対象とする大学等の要件を緩和するとともに、取組の内容を産学連携等に直接関連するものに変更した。</li> <li>・授業料減免事業等学生支援経費 大学等における授業料減免事業への支援をさらに充実するため、従来の授業料に加え、入学金の減免事業についても対象とした。 また、緊急対策としての新たな制度の創設、既存制度の拡充、就職支援など、学生支援の取組に対しても、その実施状況に応じて増額する仕組みを導入した。</li> <li>・未来経営戦略推進経費 「定員割れ改善促進特別支援経費」から名称変更し、定員割れの大学等に限定せず、他機関の人的・物的資源の活用等により経営改善に取り組む大学等を加えるなど、対象校の範囲を拡大した。</li> </ul> <p>○個別補助項目の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・学習方法等改善支援、新規学習ニーズ対応プログラム支援 採択制項目のうち、「教育・学習方法等改善支援」「新規学習ニーズ対応プログラム支援」については、平成 21 年度から新規採択を行わないこととした（継続分が終了する平成 22 年度をもって廃止する予定）。</li> </ul>				

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																																																															
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項																																																																
<p>(2) 各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底するため、補助金事務に関する手引書を改訂するなど取組を強化する。</p> <p>また、私立大学等のニーズに応じた内容の研修会を毎年度開催するとともに研修会ごとにアンケートを実施し、理解度を80%以上とする。</p>	<p>(2) 各大学等に対し、補助金の適正な使用について、事務研修会等における指導や文書による注意の喚起を徹底するとともに、事業の実施状況について大学等に対し実地調査を行う。</p> <p>また、補助金制度への理解を深めるために、参加者の習熟度やニーズ等に応じたコース別の研修会を実施する。なお、研修内容の理解度等に関するアンケートを実施し、理解度を80%以上とする。</p>	補助金制度の周知状況																																																																								
							<p>(2) 補助金制度への理解を深め、補助金の適正な申請及び使用等について注意を喚起するため、以下の取組を行った。</p> <p>○補助金事務担当者研修会 学校法人の補助金事務担当者を対象に、政策レベルコース、実務レベルコースを開催した。政策レベルコースでは、制度の解説を中心とした平成21年度補助金の配分方法の見直し、会計検査院の実地検査状況等について説明し、実務レベルコースでは、申請上の留意点等を中心に説明し、補助金の適正な申請及び使用に関する注意を喚起した。</p> <p>また、前年度の会計検査院実地検査報告に不当事項として指摘された事項については、事例を詳しく解説することにより同種の事態を引き起こさないよう注意を促し、再発防止に努めた。</p> <p>・政策レベルコース(補助金制度の解説を中心とした経験者対象のコース)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>会 場</th> <th>参加法人数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6/9・11</td> <td>東 京:文京学院大学</td> <td>323</td> <td>1,422</td> </tr> <tr> <td>6/16</td> <td>仙 台:東北学院大学</td> <td>39</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>6/18</td> <td>福 岡:福岡大学</td> <td>77</td> <td>327</td> </tr> <tr> <td>6/23</td> <td>大 阪:近畿大学</td> <td>174</td> <td>689</td> </tr> <tr> <td>6/30</td> <td>名古屋:愛知大学</td> <td>88</td> <td>292</td> </tr> <tr> <td>7/2</td> <td>札 幌:北海学園大学</td> <td>30</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6会場</td> <td>731</td> <td>3,073</td> </tr> </tbody> </table> <p>・実務レベルコース (補助金申請上の留意点の解説を中心とした実務担当者対象のコース)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>会 場</th> <th>参加法人数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6/10・12</td> <td>東 京:文京学院大学</td> <td>319</td> <td>1,229</td> </tr> <tr> <td>6/17</td> <td>仙 台:東北学院大学</td> <td>36</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>6/19</td> <td>福 岡:福岡大学</td> <td>76</td> <td>295</td> </tr> <tr> <td>6/24</td> <td>大 阪:近畿大学</td> <td>172</td> <td>582</td> </tr> <tr> <td>7/1</td> <td>名古屋:愛知大学</td> <td>85</td> <td>276</td> </tr> <tr> <td>7/3</td> <td>札 幌:北海学園大学</td> <td>30</td> <td>163</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6会場</td> <td>718</td> <td>2,679</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 両コースの参加法人数及び参加人数合計:1,449 法人・5,752 人 (前年度の参加法人数及び参加人数合計:1,098 法人:3,557 人)</p>	開催日	会 場	参加法人数	参加人数	6/9・11	東 京:文京学院大学	323	1,422	6/16	仙 台:東北学院大学	39	151	6/18	福 岡:福岡大学	77	327	6/23	大 阪:近畿大学	174	689	6/30	名古屋:愛知大学	88	292	7/2	札 幌:北海学園大学	30	192	計	6会場	731	3,073	開催日	会 場	参加法人数	参加人数	6/10・12	東 京:文京学院大学	319	1,229	6/17	仙 台:東北学院大学	36	134	6/19	福 岡:福岡大学	76	295	6/24	大 阪:近畿大学	172	582	7/1	名古屋:愛知大学	85	276	7/3	札 幌:北海学園大学	30	163	計	6会場	718	2,679	A	補助金研修会の理解度が評価基準を超えていることや、アンケート結果を分析し、対応を検討したことは評価できる。10%程度とはいえ理解度の低い参加者がいることから、今後は研修会を一層工夫するとともに補助金申請手続き簡素化に向けて文部科学省とも連携して検討されることを望む。	43 ～ 46
開催日	会 場	参加法人数	参加人数																																																																							
6/9・11	東 京:文京学院大学	323	1,422																																																																							
6/16	仙 台:東北学院大学	39	151																																																																							
6/18	福 岡:福岡大学	77	327																																																																							
6/23	大 阪:近畿大学	174	689																																																																							
6/30	名古屋:愛知大学	88	292																																																																							
7/2	札 幌:北海学園大学	30	192																																																																							
計	6会場	731	3,073																																																																							
開催日	会 場	参加法人数	参加人数																																																																							
6/10・12	東 京:文京学院大学	319	1,229																																																																							
6/17	仙 台:東北学院大学	36	134																																																																							
6/19	福 岡:福岡大学	76	295																																																																							
6/24	大 阪:近畿大学	172	582																																																																							
7/1	名古屋:愛知大学	85	276																																																																							
7/3	札 幌:北海学園大学	30	163																																																																							
計	6会場	718	2,679																																																																							

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
		補助金研修会 での学校法人 の理解度調査	80% 以上	56% 以上	56% 未満			補助金研修会において、参加者全員を対象としてアンケートを実施した結果、参加者の理解度は政策レベルのコースが 91.5% (回収率 72.8%)、実務レベルのコースが 90.7% (回収率 77.4%) となり、目標とした 80% を大きく超えた。 上記のアンケート結果等を分析したところ、補助金研修会については、概ね高評価であったが、提供した資料以外の情報や説明方法の改善を求める意見が見受けられた。また、両コースの区分がそれぞれの程度の能力をもった者を対象者として想定しているのかが不明確であるとの意見もあった。今後、提供する情報のさらなる充実や説明者のスキルアップを図るなど、参加者の意見を踏まえた改善に努めていく。 (平成 19 年度) (平成 20 年度) (平成 21 年度) 理解度 (83.0%) 91.3% (経験者編) 91.5% (政策レベルのコース) 89.9% (入門者編) 90.7% (実務レベルのコース) ※平成 19 年度は配分方法に大きな見直しを行ったため、経験者編のみの開催。  ○文書による注意喚起・配分基準の公開等 ・特別補助に係る平成 20 年度実績見直しの依頼 (5 月 12 日、615 法人) ・事務担当者資料本冊 (一般補助・特別補助の申請事務等について) 及び別冊 (会計検査院の实地検査状況について、補助金関係基本例題集等) を電子窓口にて公開 (8 月 21 日) ・配分基準等の改正をホームページにおいて速やかに公開 (平成 22 年 2 月 26 日)  ○「月報私学」による配分方法等の周知 平成 20 年度最終交付状況と配分方法の主な変更点 (4 月号) 平成 21 年度予算 (4 月号) 平成 21 年度配分方法等の主な変更点 (8 月号) 会計検査院の实地検査結果 (12 月号) 平成 21 年度第一次交付 (12 月号) 平成 21 年度特別補助の採択状況 (平成 22 年 2 月号)  ○私学関係団体等の講演・研修会等を利用した補助金制度の周知徹底 以下の私学関係団体等が主催する講演会・研修会等において補助金制度についての講演を行い、制度に対する理解を促すとともに、補助金の適正な申請及び使用に関する注意を喚起した。  ・(社) 私立大学情報教育協会 (5 月 29 日・11 月 25 日) ・学校会計 固定資産研究会 (7 月 15 日) ・関東私立短期大学協会 (7 月 22・23 日) ・日本私立大学協会中・四国支部 (8 月 20・21 日) ・(社) 日本私立医科大学協会 (10 月 1・2 日、2 月 4・5 日) ・日本私立大学協会 (10 月 8・9 日、2 月 8 日) ・大学行政管理学会 (10 月 24 日) ・NPO 法人学校経理研究会 (10 月 30 日・12 月 10 日) ・(財) 私学研修福祉会 (11 月 4 日) ・日本私立短期大学協会 (11 月 11～13 日) ・千葉県私立大学短期大学協会 (11 月 16 日) ・(社) 日本私立大学連盟 (12 月 4 日) ・大阪私立短期大学協会 (平成 22 年 3 月 26 日)	A		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
							<p>○補助金交付法人への実地調査  補助金の適正な申請及び使用の状況を確認するため、平成20年度に補助金を交付した学校法人のうち15法人(19校)を対象に実地調査を行った。  12/1～3 滋賀・京都地区3法人  12/16～18 長野地区3法人  2/16～18 大阪地区3法人  3/2～4 兵庫地区3法人  3/9～11 愛知地区3法人  計 15法人  (平成20年度は、実地調査33法人(55校)、総合出張40法人の(54校)  合計73法人(109校)対象)</p> <p>また、実地調査以外に補助金課の職員を含めた出張(過去に補助金業務を経験した職員も同行)において、64法人(78校)を対象に補助金の調査も行き、合計79法人(97校)の調査を実施した。この結果、申請上の軽微なミスは散見されるものの、法人の管理運営を問うような「不適正な事象」と判断される事例はなかった。</p> <p><b>【会計検査院の指摘事項】</b>  ※私大経常費補助金に対する会計検査院検査結果への対応状況  ○私立大学等への実地検査の状況  (平成21年度検査) (平成20年度検査)  検査対象:56法人・76校 検査対象:49法人・66校  指摘事項:5法人・7件 指摘事項:5法人・5件  指摘金額:42,239千円 指摘金額:43,001千円  (会計検査の根拠等)  私立大学等経常費補助金は、事業団が国から資金の交付を受け、それを学校法人に交付する間接補助方式となっている。補助金の交付を受けている学校法人は、会計検査院法第23条第1項第3号に基づき選択的検査対象に指定され、会計検査を受けることになる。  ○指摘事項への対応  検査の結果、不当との指摘を受けた事項に関し、会計検査院から事業団に照会文書が送付され、照会内容に対し回答(7月下旬)。その後の具体的措置は以下の通り。  ・指摘補助金額の取消・返還(11月初旬)  事業団から当該法人に対し、指摘された補助金額の取消・返還命令を通知し、学校法人から事業団に返還させた(後に事業団から国庫へ返還)。  ・今後の改善策等の提出(12月中旬)  会計検査院の「決算検査報告」を受け、「不当事項」の指摘を受けた学校法人に対し、指摘事項に関する今後の改善策等について文書による提出を求める。  ・取消・返還額相当額を更に減額(当該年度「一般補助」)  補助金額の取消・返還命令を受けた学校法人等については、私立大学等経常費補助金取扱要領4. 補助金の減額等の(3)に基き、一般補助の減額交付ができることとなっており、当該法人について返還を命じられた金額に相当する額を当該年度の一般補助から減額した。</p>		<p>会計検査院から不当との指摘を受けた学校法人に対して、指摘補助金の取消・返還などの措置を速やかに実施している。さらに、当該学校法人から改善策等について文書を提出させるなど、今後の発生防止にも努めており、評価できる。</p>		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<p>(3) 学校法人が行う補助金交付申請手続きの負担軽減を図るため、調査票を簡素化するなど申請方法の改善を行う。</p>	<p>(3) 学校法人が行う補助金交付申請手続きの負担軽減のため、調査票の簡素化を進めるとともに、電子窓口システムの改善などにより、申請書類の電子化の完成を目指す。</p>	<p>補助金申請方法の改善状況</p>						<p>○全学校法人への周知徹底            会計検査院から指摘を受けた事項については、他の学校法人で今後同様の問題が生じないように、以下の方法により周知徹底を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌「月報私学」に不当事項の内容掲載と注意喚起</li> <li>・ 学校法人が申請内容を見直すための資料(「事務担当者資料」)に過去からの指摘事例及び見直しのポイントを掲載</li> <li>・ 補助金事務担当者研修会(全国 6 会場)において会計検査制度や指摘事例の説明及び注意喚起</li> </ul> <p>○その他            事業団においては、会計検査院から指摘を受けた際、検査年度当時の事業団の補助金事務に係る監督者及び担当者に対し、今後同種の指摘を受けることがないように、文書による厳重注意処分を行った。</p> <p>(3) 学校法人が行う補助金交付申請手続きの負担軽減を図るため、以下の取組を行った。</p> <p>○特別補助調査票の簡素化            特別補助の調査票の簡素化を図るため、内容の見直しを行い、特別補助の調査票全体で 502 項目あった調査項目を 421 項目とし、およそ 16%削減した。            また、特別補助の調査票のページ数については、74 ページから 69 ページにそれぞれ 7%を削減した。            調査票の簡素化については、配分方法の見直し等を踏まえながら、今後とも引き続き適時適切に進めていく予定である。</p> <p>○申請書類の電子化            前年度に初めて電子化した特別補助調査票(49 項目)について、平成 20 年度は初年度であるため、業務上のリスクを考慮し、並行して紙媒体による調査票の提出を求めたが、電子窓口システムに特に問題がなかったことから平成 21 年度より電子媒体のみの提出とした。            これにより、一般補助、特別補助とも「申請書類の電子化」が完成した。</p> <p>* 補助項目と調査項目の関係            「社会人の入学の推進」や「インターンシップの推進」など 49 の補助項目ごとに、補助金の算定の基礎となる人数、取組数などを申請する調査票を電子化した。その調査票上にある各調査項目数が、421 項目となる。</p>	A	<p>補助金交付申請手続きの負担軽減を図るため、特別補助調査票の簡素化及び申請書類の電子化が図られ、成果を上げていると評価できる。            今後とも、さらなる負担軽減への取組みを期待する。</p>	47 ～ 48

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<b>2 学校法人等に対する貸付事業</b>  (1) 学校法人の施設整備計画及び借入ニーズを把握するため、引き続き調査等を行う。 また、学校法人等の資金需要を満たし、安定した貸付財源を確保するため、引き続き私学振興債券の発行など、自己調達資金の拡大に努める。	<b>2 学校法人等に対する貸付事業</b>  (1) 貸付事業の利用促進を図るとともに、安定した貸付財源を確保する。 ① 利用促進方策として次のことを行う。 ア 平成21年2月に実施した借入希望のアンケート調査などにより、今後の借入ニーズを把握する。	貸付事業の実施状況  借入れニーズの把握状況及び貸付財源の確保状況						A  A	学校法人に対する積極的な訪問活動、相談会、説明会などの各種利用促進方策を実施したこと及び安定した貸付財源を確保できていることは評価できる。	49 ～ 51	
							(1) 貸付事業の利用促進及び安定した貸付け財源の確保のため、以下の取組を行った。 ① 利用促進方策として以下の取組を実施した。 ア 平成21年度以降の施設整備計画及び平成21年度の事業団資金の借入需要額を把握するため、「平成21年度事業団資金の借入希望および施設・設備計画についてのお願ひ」によりアンケート調査を実施した(発送日:平成21年2月20日、計6,165法人)。この結果、借入希望法人は108法人であった。 なお、信用リスクが著しく高いと見られる学校法人については、案内を控えた。 平成21年度における学校の新設、定員増等のための施設整備に係る事業団資金の借入需要を把握するため、道府県主管課を通じて借入希望の照会を実施した(平成21年8月25日、借入希望6法人)。 平成21年度補正予算により、私立大学等学生支援事業(授業料減免等事業支援)、私立学校運営支援事業(資金繰り支援)及び私立大学附属病院施設整備事業について財源措置されたため、借入希望を調査した。 * 私立大学等学生支援事業(授業料減免等事業支援) 対象:大学法人及び短期大学法人 543法人 実施:7月9日 提出期限:8月5日 照会結果:借入希望法人 27法人 * 私立学校運営支援事業(資金繰り支援) 対象:短期大学法人以下 260法人 実施:7月23日 提出期限:8月19日 照会結果:借入希望法人 14法人 * 私立大学附属病院施設整備事業 対象:医科大学設置法人 29法人 実施:7月9日 提出期限:8月5日 照会結果:借入希望法人 3法人 大学、短期大学及び高等専門学校法人 673法人を対象とした「私立学校校舎等実態調査」を平成19年度・20年度に引き続き実施し、建築年度、耐震化の実施等の法人所有施設の状況を調査した。調査にあたっては、事業団電子窓口を利用した。 この他、施設・設備計画の詳細を聴取するため、学校法人訪問を行い(20法人)、平成21年度以降の需要について把握に努めた。				

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																							
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項																								
	<p>イ 施設整備計画がある学校法人等を積極的に訪問し、貸付事業の利用促進を図る。</p> <p>ウ 平成21年度以降に借入を希望または検討している学校法人等に対し、個別の相談会や融資制度の説明会を実施する。特に、学校施設の耐震化を支援するため、耐震化事業に関する融資制度の周知を図る。</p> <p>エ ホームページ等を利用して貸付制度の周知を図る。</p>						<p>イ 財務内容が健全で施設整備計画がある学校法人等に対して、平成 21 年度も中長期的な事業計画を把握するために学校法人訪問を行い、資金計画等について相談、提案を行った(延べ 88 法人)。その結果、30 法人、549 億円の融資に結びついた。</p> <p>ウ 学校法人等に対する個別の相談会や融資制度の説明会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>借入希望のアンケート調査において、平成 21 年度に借入れの希望がある既設の学校法人を対象とした融資相談会を会場設定又は学校訪問により、下記のとおり実施した。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>6/15～26</td> <td>東京</td> <td>18 法人</td> </tr> <tr> <td>6/29～7/1</td> <td>愛知・滋賀・京都</td> <td>11 法人</td> </tr> <tr> <td>7/6～8</td> <td>大阪</td> <td>11 法人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td>40 法人(前年度 63 法人)</td> </tr> </table> </li> <li>学校施設の耐震化事業に関する融資制度の周知を図るため、平成 22 年 3 月 17 日、東京(事業団)にて融資制度説明会を実施した。この説明会では大学・短期大学・高等学校法人と幼稚園・専修学校法人にグループを分けて融資制度の説明を行い、説明の後に、借入希望のある法人に対して個別相談を実施した。</li> </ul> <p style="text-align: center;">平成 21 年度融資説明会参加法人</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>説明会参加法人数</th> <th>左のうち個別相談実施法人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学・短期大学・高等学校法人</td> <td style="text-align: center;">29 法人</td> <td style="text-align: center;">12 法人</td> </tr> <tr> <td>幼稚園・専修学校法人</td> <td style="text-align: center;">16 法人</td> <td style="text-align: center;">11 法人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">45 法人</td> <td style="text-align: center;">23 法人</td> </tr> </tbody> </table>	6/15～26	東京	18 法人	6/29～7/1	愛知・滋賀・京都	11 法人	7/6～8	大阪	11 法人	計		40 法人(前年度 63 法人)	区 分	説明会参加法人数	左のうち個別相談実施法人数	大学・短期大学・高等学校法人	29 法人	12 法人	幼稚園・専修学校法人	16 法人	11 法人	計	45 法人	23 法人			52 ～ 53
6/15～26	東京	18 法人																																
6/29～7/1	愛知・滋賀・京都	11 法人																																
7/6～8	大阪	11 法人																																
計		40 法人(前年度 63 法人)																																
区 分	説明会参加法人数	左のうち個別相談実施法人数																																
大学・短期大学・高等学校法人	29 法人	12 法人																																
幼稚園・専修学校法人	16 法人	11 法人																																
計	45 法人	23 法人																																
							<p>エ 貸付制度の周知を図るため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>融資情報についてホームページで速やかに公開した。 融資ガイド(平成 21 年度版)(平成 21 年 4 月 1 日更新) 融資金利表(改定の都度 9 回更新)</li> <li>月報私学にて融資の利用案内を 5 月号に掲載</li> <li>「融資ガイド」(平成 21 年度版・22 年度版)の配付 アンケートで借入希望のあった学校法人に対して、平成 21 年 6 月～7 月に実施した融資相談会において、平成 21 年度版を配付した。また、さらに内容をより見やすく、わかりやすく改めた平成 22 年度版を作成し、平成 22 年 3 月に実施した融資制度説明会に参加した学校法人に対して配付した。</li> <li>パンフレット「夢のおてつだい」の配付 事業団融資の特徴を紹介するパンフレット「夢のおてつだい」を、事業団補助金事務担当者研修会(全国 6 会場)において配付した。</li> </ul>																											

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ	
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項		
(2) 学校法人等のニーズ及び民間の融資実態等に対応して、適宜貸付対象となる事業、貸付条件の見直しを行う。	② 事業計画910億円の財源を確保するとともに、貸付金残高に占める自己調達資金の割合の拡大に努める。  (2) 学校法人等のニーズに対応して、適宜貸付対象となる事業及び貸付条件の見直しを行う。	貸付条件等の見直し状況						② 平成21年度の当初貸付計画額は、600億円であったが、平成21年度補正予算により措置された私立大学等学生支援事業、私立学校運営支援事業、私立大学附属病院施設整備事業(補正予算分調達財源は政府出資金 110 億円及び財政融資資金 200 億円)を上乗せし、貸付計画額 910 億円に変更した。 平成21年度の貸付実績は、変更した貸付計画額 910 億円に対し 862 億円(執行率は95%)となり、平成20年度の貸付実績を308億円上回った。 この貸付財源を以下のとおり調達・確保した。  ○平成21年度事業実績(862億円)の貸付財源の調達・確保 政府出資金 110 億円 長期勘定からの資金の融通 206 億円 (10年借入金利 0.90%、5年借入金利 0.4%~0.7%) 私学振興債券 80 億円 (10年債、表面利率 1.344%、発行者利回り 1.3896%) 長期借入金(財政融資資金) 363 億円 (20年借入金利 1.60%~1.70%) 自己資金 103 億円  また、貸付残高に占める自己調達資金(長期勘定+私学振興債券)の割合は、平成21年度末時点で57.0%となり、平成20年度末時点の59.9%より2.9%減少した。 平成21年度において、自己調達資金の割合が減少(下降)したのは、国の緊急経済対策としての補正予算により政府出資金が110億円、財政融資資金が200億円、措置されたことによるものである。ただし、貸付残高に占める自己調達資金のうち私学振興債券の割合は平成20年度末の8.7%から平成21年度末には9.7%へ、発行残高は20年度末の520億円から600億円へと増加している。  (2) 学校法人等のニーズに対応した貸付対象となる貸付事業の見直し、貸付条件の見直しを以下のとおり行った。  ○貸付事業の見直し ・ 一般施設費「次世代型学校施設整備事業」に、地球温暖化対策のための整備事業で、国等の補助金となった事業を対象とする「温暖化対策事業」を新設した。 ・ 平成21年度補正予算により、教育環境整備費に、授業料減免事業による学生への経済的支援を行っている私立大学等を対象とする「私立大学等学生支援事業」、緊急融資を必要とする小規模学校法人の資金繰り支援のための「私立学校運営支援事業」を平成21年度限りで実施した。  ○貸付条件の見直し ・ 保証人要件の見直しとして、必須となる者を学校法人理事長に限定せず、理事でも認めることとした。 ・ 償還確実性が高いと見られる法人については、担保評価額と同額までの融資が可能となるよう担保査定の見直しを図った。 ・ 融資金利は、財政融資資金からの借入条件変更に合わせて9回変更した。		A	私立学校関係者からの要望等について留意し、貸付事業及び貸付条件の見直しを図られたことは評価できる。	54 ~ 55

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<p>(3) 貸付事業の安定的な運営を図るため、引き続き厳格な与信審査を実施するとともに、貸付金等が確実に回収される態勢の整備に努め、今後の学校法人等の経営の悪化を考慮しつつ、平成24年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権*の割合を3.0%以下とする。</p> <p>① 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握するとともに対応策を講じることで滞納の抑制に努める。</p> <p>② 貸付先法人のうち長期滞納法人、貸出条件緩和法人及び将来不良債権化が予測される法人に対して、外部専門家(弁護士、公認会計士等)の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努める。</p> <p>* リスク管理債権とは、破綻先債権額及び6ヶ月以上の延滞債権額に、3ヶ月以上の延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を加えた合計をいう。</p>	<p>(3) 平成21年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権*の割合を3.0%以下とする。</p> <p>① 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握する。</p> <p>② 返済期日に入金のない貸付先法人には、電話、面談、実地調査、文書などによる督促を迅速に行い、3ヶ月以上の延滞債権の発生を抑え、早期の滞納解消・回収に努める。</p>	延滞債権の適切な回収に向けた取組状況					<p>(3) 貸付債権のもつ信用リスクを早期に把握し、適切なリスク管理を行うため、「貸付債権の自己査定基準」を作成し、正常・問題債権の区分けや問題債権の分類を行っている。</p> <p>平成21年度においては、従前の「貸付債権の自己査定基準」の改善点等を洗い出し、貸付債権の格付けの見直し等、債権評価の厳格化を含めた自己査定基準の見直しを行い、より適切なリスク管理を行った。</p> <p>その上で、貸付事業の安定的な運営を図るため、以下(①、②、③)の取組を行った結果、平成21年度末の民間金融機関の基準に準じて算定したリスク管理債権額は、11,009,907千円(30法人)となり、平成21年度末総貸付残高617,195,847千円(1,393法人)に対するリスク管理債権の割合は、1.78%となった。(平成20年度末:2.04%)</p> <p>① 新規滞納法人の発生を抑制するため、平成20年度末貸付残高のある法人1,421法人について、債務者区分に基づく信用格付作業を4月1日から5月15日にかけて実施するとともに、5月18日から29日にかけて債務者区分に基づく信用格付けの推移をモニタリングした。さらに、信用格付の下落が顕著な法人及び低格付で推移している法人の要因を分析するなど、経営状況等の把握に努めた。</p> <p>また、モニタリングの一環として、平成20年度新規貸付法人84法人のうち、61法人について事業実施状況調査を実施するとともに、当該調査を通じて経営状況等を把握した。残り23法人は、事業が完了していないもの、経費に対する融資のため事業完了報告書で成果を確認したもの、継続的に借入をしている法人で経営状況の把握が出来ているもの等であり、事業の完了が平成21年度となる法人については、平成22年度に事業実施状況調査を実施することとしている。</p> <p>【債権の管理等】</p> <p>② (返済期日までの確実な入金に対する一般的な注意喚起)</p> <p>平成21年度償還分について、平成21年8月26日および平成22年2月26日に「償還の案内」をホームページに掲載した。また、「月報私学」平成21年8月号・9月号及び平成22年2月号・3月号に「償還の案内」を掲載し、返済忘れのないよう注意を喚起した。</p> <p>返済期日に入金がなかった場合は、貸付先法人に対して電話、面談、実地調査、文書などによる督促を迅速に行い、3ヶ月以上の延滞債権の発生を抑え、早期の滞納解消・回収に努め貸付金の回収率を高めた。</p> <p>平成21年度全体の償還計画額(各貸付先法人から償還が予定されている貸付金の総額)59,064,053千円に対する計画内償還額は58,566,348千円となり、償還率は99.16%(平成20年度末99.11%)となった(繰上償還及び延滞債権額を除く)。</p> <p>なお、償還計画額と計画内償還額との差額497,705千円は、平成21年9月に発生した新規滞納法人の10,910千円(2法人)及び平成22年3月に発生した新規滞納法人の9,150千円(2法人)と長期滞納法人の477,645千円(15法人)の平成21年度約定償還分である。</p> <p>事業団では、新規滞納発生法人については融資課が電話督促による早期回収を、長期滞納法人については審査・管理室が個別法人の状況を把握したうえで債権の回収に努めている。</p> <p>平成21年3月発生滞納債権4件のうち、3か月以上滞納したのは2件であった。平成21年9月発生滞納債権16件のうち、3か月以上滞納したのは6件であった。</p>	A	<p>リスク管理債権の件数と金額が昨年度と比べ減少し、目標より大幅に低い水準となったことは評価できる。</p> <p>また、新規滞納法人の発生を抑制するため債務者区分に基づく信用格付けの推移をモニタリングしたことや、信用格付けが低い法人の経営状況を把握したこと、恒常的に滞納を繰り返す法人への取り組みについても評価できる。</p> <p>未然にリスク回避のための取り組みを積極的に行っていることは評価できる。</p> <p>今後とも、延滞債権解消のため、滞納法人への督促の強化や延滞発生の原因究明など、債権管理の強化に継続的に取り組むことを期待する。</p>	56 ～ 60	

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ											
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項												
	<p>③ 貸付先法人のうち滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人に対して、事業団の経営支援部署等と連携するとともに、必要に応じて外部専門家(弁護士、公認会計士等)の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努める。</p> <p>* リスク管理債権とは、破綻先債権額及び6ヶ月以上の延滞債権額に、3ヶ月以上の延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を加えた合計をいう。</p>	リスク管理債権の割合	3.0% 以下	3.0% 超 3.2% 未満	3.2% 以上			<p>③ (恒常的に滞納を繰返す法人への取り組み)</p> <p>貸付先法人のうち滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人に対しては、事業団の経営支援部署等との連携を図るほか、必要に応じて外部専門家の助力を得るなど債権の保全・回収に努めている。</p> <p>・新規滞納法人への取組</p> <p>平成21年3月において新たに元利金の滞納が発生した4法人については、文書、電話、面談による督促、状況把握に努めた結果、平成22年3月までに3法人の滞納を解消した。未収法人1法人については、督促を継続している。</p> <p>また、平成21年9月において新たに元利金の滞納が発生した16法人については、文書、電話、面談による督促に努めた結果、平成22年3月までに14法人の滞納を解消した。未収法人2法人については、督促を継続している。</p> <p>・滞納法人への督促</p> <p>長期滞納(6か月以上元利金を滞納している)法人に対し、文書、電話による督促を行ったほか、直接学校法人へ赴き督促、現況聴取を実施した。</p> <p>なお、これらの法人を所管する8都道府県主管課に連絡し、法人の現況等について状況把握に努めた。</p> <p>・債権管理の強化</p> <p>信用リスクの高い法人(長期滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人)の一部については、私学経営情報センターと協働して6法人に対してプロジェクトチームを編成し、債権の保全・回収について経営相談を通じ学校法人の回収計画を含めた経営再建策の検討を行い、リスク管理債権の圧縮に努めた。</p> <p>また、民事再生申立法人(1法人)及び滞納法人(1法人)について、顧問弁護士と連携して対応した。</p> <p>滞納法人1法人については、資産売却等による私的整理を行い、貸出条件緩和法人1法人については、全額任意繰上償還させ、リスク管理債権の圧縮を図った。</p> <p>・適切な貸付の実施</p> <p>平成21年度においても引き続き、信用格付(金融庁による「預金等受入機関に係る検査マニュアル」に準じ、事業団が作成した債務者区分をいう。)により、学校法人等に係る信用リスクを把握するとともに、貸付対象事業に係る明細書類及び関係証ひょう並びに必要なに応じて行う現地調査等により、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性、担保物件及び保証人の妥当性について検討し、学校法人等への適切な貸付けを行った。</p>														
							<p>(リスク管理債権額の割合)</p> <table border="1"> <tr> <td>19年度末</td> <td>20年度末</td> <td>21年度末</td> </tr> <tr> <td>2.07%</td> <td>2.04%</td> <td>1.78%</td> </tr> </table> <p>・リスク管理債権額</p> <table border="1"> <tr> <td>19年度末</td> <td>12,553,459千円</td> </tr> <tr> <td>20年度末</td> <td>12,182,342千円</td> </tr> <tr> <td>21年度末</td> <td>11,009,907千円</td> </tr> </table>	19年度末	20年度末	21年度末	2.07%	2.04%	1.78%	19年度末	12,553,459千円	20年度末	12,182,342千円	21年度末	11,009,907千円	A		
19年度末	20年度末	21年度末																				
2.07%	2.04%	1.78%																				
19年度末	12,553,459千円																					
20年度末	12,182,342千円																					
21年度末	11,009,907千円																					

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<b>3 学校法人等に対する経営支援・情報提供事業</b>	<b>3 学校法人等に対する経営支援・情報提供事業</b>	経営支援・情報提供事業の実施状況							A		
<p>(1) 学校法人の経営改善及び安定に向けた取組について積極的に支援するため、経営相談の実施及び必要に応じたフォローアップを行う。</p> <p>また、個別の学校法人の様々な要望に応じて、きめ細かな経営相談を実施するとともに、その体制の充実を図る。</p>	<p>(1) 学校法人の経営改善及び安定に向けた支援として、次のような取組を行う。</p> <p>① 学校法人の経営状態について、経営判断指標等により定期的にモニタリングを行うとともに、経営相談、講師派遣、面談、電話など様々な手段を活用して質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行う。</p> <p>また、学校法人からの相談内容が専門的知見を要する場合については、弁護士・公認会計士等の外部有識者の助力を得て対応する。</p> <p>② 経営困難な学校法人に対して積極的に経営相談を行うとともに、必要に応じて文部科学省と連携して対応する。</p> <p>③ 経営相談の実施体制を充実するため、経営相談マニュアルの内容について不断の見直しを行い、必要な改善を行う。</p>	<p>学校法人の経営改善等に向けた支援の取組状況</p>					<p>(1) 学校法人の経営改善及び安定に向けた支援として、以下の取組を行った。</p> <p>① 平成 21 年 5 月 1 日現在の学生生徒等数及び平成 20 年度決算により、大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校法人のうち「学校法人基礎調査」の提出のあったすべての学校法人に対して、経営判断指標を設定しモニタリングを実施した。</p> <p>また、労務管理等の特別な課題については、専門的な知識を得て対応する必要があるところから、弁護士 1 名及び社会保険労務士 1 名の計 2 名を私学経営相談員として委嘱し、適宜相談した。さらに平成 22 年 4 月から、公認会計士 1 名を加えるべく平成 22 年 3 月に委嘱契約を結んだ。</p> <p>・経営相談の実施(申込法人 74 法人)            大学法人 45 法人            短期大学法人 11 法人            高等学校法人 18 法人            計 74 法人(20 年度:88 法人)</p> <p>その他の取組については以下のとおり実施した。</p> <p>・教育条件及び経営に関する相談及び指導・助言            * 相談件数:会計処理 1,070 件、規程 37 件、財務 122 件、            学生募集・志願動向 55 件、管理運営等その他 218 件;計 1,502 件            (20 年度:1,372 件)</p> <p>・教育条件及び経営に関する資料の作成・提供            * 学校法人等への資料提供件数 217 件(20 年度:220 件)</p> <p>・私学関係団体等の依頼による研修会等講師派遣            * 私学関係団体等に 35 件、学校法人に 22 件、計 57 件を実施            (20 年度:54 件)</p> <p>・私学情報資料室の管理            * 私学情報資料室の外部利用件数 208 件(20 年度:230 件)</p> <p>② ①の経営相談のうち経営困難な学校法人に対する経営相談を大学法人 30 法人、短期大学法人 10 法人、高等学校法人 14 法人の計 54 法人(20 年度 57 法人)実施した。</p> <p>このうち、大学法人 13 法人、短期大学法人 5 法人の計 18 法人(20 年度 13 法人)については、文部科学省の学校法人運営調査委員会において経営改善計画の作成が必要とされ、学校法人活性化・再生研究会最終報告において示された「事業団が経営改善計画の作成を支援し、文部科学省と共同して計画の進捗状況を把握する」法人として、経営相談を実施した。</p> <p>③ 平成 20 年度に経営相談を担当する内部職員用の経営相談マニュアルとして経営相談の実施手順等を解説した「経営相談の手引き」を平成 21 年 3 月に作成し、平成 21 年度はそのマニュアルに基づいて経営相談を実施した。</p> <p>平成 21 年度 1 年間の経営相談の実施結果を踏まえ、かつ経営相談を初めて担当する職員を意識して、同マニュアルの改訂を平成 22 年 3 月に行った。主な改訂内容は、昨年度同様に経営相談の実施手順等を解説した「実施手順編」を、より効果的で効率的な相談の実施を目指したものとするの他に、経営相談で学校法人に提供する標準的な資料を相談項目別に例示するとともに、その作成方法と活用方法を解説した「分析ツール編」を新たに作成し、2 分冊としたことである。</p>	A	<p>学校法人の経営改善及び安定に向け、学校法人に対し経営判断指標を設定し、モニタリングを実施するとともに、専門的な質問にも対応できるよう公認会計士とも委嘱契約を結んだことは評価できる。経営相談を実施した法人の数は昨年度と比べ減少しているが、新たな課題も出てくると思料されるので、相談の実施方法等についても検討されることを望む。</p> <p>また、相談業務の質の維持及び向上のため経営相談マニュアルを改訂したことは評価できる。</p>	61 ～ 63	

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<p>(2) 経営改善計画の作成支援については、次のような取組を行う。</p> <p>① 学校法人が自ら経営上の問題点を見つげられる自己診断チェックリストを提供し、取組課題を早期に認識させ、改善を促す。</p> <p>② 私学経営等についての専門的な知見を活用しつつ、経営困難な学校法人の経営改善計画の作成支援をするとともに、その進捗状況のフォローアップを行う。</p> <p>③ 経営改善計画を立案・実行する経営者及び専門スタッフの人材育成を支援する。</p>	<p>(2) 経営改善計画の作成支援及び進捗状況のフォローアップについては、次のような取組を行う。</p> <p>① 経営上の問題点の早期発見を促すため、自己診断チェックリストのモデル（高等学校編）を作成し提供する。</p> <p>② 経営困難な学校法人が数値目標と期限を明確にした抜本的な経営改善計画を作成するにあたり、専門的知見を活用しつつそれを支援するとともに、定期的なヒアリング等で進捗状況のフォローアップを行う。</p> <p>③ 経営者及び専門スタッフの人材育成を支援するため、経営改善計画及び募集停止・合併等の事例等についての教材（ケーススタディ編）を作成する。</p>	<p>経営改善計画の作成支援状況</p>						<p>(2) 経営改善計画の作成支援及び進捗状況のフォローアップについて、以下の取組を行った。</p> <p>① 学校法人が自らの経営状態の問題点を発見して、取組課題を早期に認識するために自己診断チェックリストのモデル（高等学校編）を作成した。また、平成 20 年度に作成した大学・短期大学編についても、より有効な分析が行えるよう、新たな指標や系統（設置している学部等）別の参考数値を加えるなどの改訂と最新のデータへ更新を行った。これらについては、平成 22 年 1 月 14 日にホームページに公表するとともに広報誌「月報私学」平成 22 年 3 月号にその案内を掲載し、関係者の利用に供した。</p> <p>② 平成 21 年度は、大学法人 19 法人、短期大学法人 8 法人、高等学校法人 6 法人の計 33 法人から経営改善計画作成支援の申し込みがあり、そのすべての経営相談を実施した。個別の学校法人によっては、その進捗状況により複数回の学校訪問または来団等により、経営改善計画の作成を支援した。また 20 年度に経営改善計画を作成した法人に対して、計画の実施状況を実施管理表等を用いてヒアリングを行うことで、進捗状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行った。 （20 年度：大学法人 19 法人、短期大学法人 11 法人、高等学校法人 4 法人：計 34 法人）</p> <p>③ 各学校法人は早期に自らの経営上の問題点を把握し、その解決に積極的に取り組む必要がある。平成 19 年 8 月に公表された「学校法人活性化・再生研究会最終報告」において、経営困難状態（いわゆるイエロゾーン）の学校法人は正常状態への回帰を目指して、早期に期限と目標を明確にした経営改善計画を立案し実施すべきであり、私学事業団はその作成を支援すべしとされている。 この報告を受け平成 20 年度経営相談より、経営相談の実施項目の中に「経営改善計画作成支援」を追加し、同年度に経営改善計画の実施立案の参考のための基礎知識編として経営改善計画の内容として標準的に盛り込むべき項目の記入例等を作成しホームページに公表した。 平成 21 年度は、経営改善計画作成のための基本ツールとして、「損益分岐点分析例」及び「SWOT分析*例」を基礎知識編に追加するとともに、経営改善計画の具体的な作成事例と計画実施にかかるPDCAサイクル*を有効に機能させるためのツールとして「経営改善計画に対応した実施管理表の作成例」、「募集停止の流れ」及び「合併の流れ」をケーススタディ編として作成し、平成 22 年 3 月 26 日にホームページに公表した。 *SWOT分析とは…SWOTとは、強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Opportunity)、脅威(Threat)の略で、組織の外部環境・内部環境を4つの視点で分析した上で、経営戦略の立案につなげるためのツールの一つ *PDCAサイクルとは…PDCAとは、計画(Plan)⇒実施・実行(Do)⇒点検・評価(Check)⇒処理・改善(Act)の略で、中長期計画を効果的・効率的に実施するためには、このサイクルを進めていくのが有効とされているツールの一つ。</p>	A	<p>高等学校は大学とは異なる視点も必要であることから、自己診断チェックリストの高等学校編を作成したことは大いに評価できる。今後も高等学校のアクセスが増え、利用が高まるよう一層期待したい。 また、経営改善計画作成のための基本ツールの追加など、支援体制の充実が見られることは評価できる。</p>	64 ～ 65

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(3) 私立学校の教育条件及び経営に関する情報の利用を促進するため、ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものになるよう改善を行う。	(3) ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものにするため、リニューアルの検討を行い、可能なものから実施する。	ホームページ内容の工夫・改善の取組状況						(3) ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものにするため、以下の改善を行った。 平成21年度は、事業団トップページのデザインの変更(平成22年2月26日ホームページに掲載)を行い、以下の点で利用者の利便性を図った。 ・トップページのデザインを分かりやすく変更することにより、利用者に対する視覚的イメージの向上を図った。 ・助成業務及び共済業務の主要コンテンツにトップページから直接リンクが可能になり、経営支援・情報提供事業をはじめとする利用者の必要な情報に、よりアクセスしやすい構成とした。 ・トップページにサイト内検索機能を追加し、共通及び二大業務(助成業務、共済業務)サイトの文字検索を可能とし、利用者の検索の幅を広げた。 ・トップページに「このサイトについて」のページを追加し、著作権やリンク設定、推奨環境等の情報を利用者へ提供した。	A	ホームページの利用勝手を向上させたことは評価できる。	66 ～ 67
(4) 私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、情報収集提供機能を改善する。 ① 電子窓口システムを改善し、学校法人の利便性を向上させるとともに、私学団体等に対しても利用可能なものとする。  ② ネットワークを利用した各種情報収集提供システムについて、機能の追加・拡充を行う。	(4) 私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、情報収集提供機能を改善する。 ① 私学経営情報センターで実施する調査等により収集された文字情報について、学校法人のニーズに合ったものとして提供するため、検索機能を構築する。  ② ネットワークを利用した「私学データ作成システム」について、分析項目を追加するなど内容を充実する。 また、私学団体等の研修会での説明や学校法人を訪問しての説明を積極的に行い、当該システムの利用促進を図る。	情報収集提供機能の充実・改善状況					(4) 私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るための情報収集提供機能の改善を以下のとおり行った。  ① これまでに調査等により収集した経営改革事例などの文字情報を提供するための検索機能を構築した。これにより、従来からの私学データ作成システムによる私立学校の人数や財務に関する分析等の数値情報の提供に加え、キーワード検索による文字情報の提供が可能となった。  ② 「私学データ作成システム」は、学校法人基礎調査に基づき集計・分析したデータの提供システムであり、分析項目として「定型帳票」、「データ分析」、「シミュレーション」及び「活性化分析」がある。そのうち、「活性化分析」について当該法人との対比データ(人数系)をこれまでの全国集計値から1法人当たり・1校当たりの全国平均値に改善し、当該法人・部門との比較が容易となるようにした。また、分析対象として中学校以下の学校データを追加した。 「私学データ作成システム」の利用促進活動については、出張先全76法人(大学法人60法人・短期大学法人10法人・高等学校法人6法人)に対してパンフレットを使用し説明を行った。 また、平成21年6月18日から6月19日にかけての山形県私立中学高等学校協会主催の研修会、平成21年7月27日の佐賀県私立中学高等学校事務職員研修会、平成21年8月24日の埼玉私立中学高等学校協会主催の研修会及び平成21年11月27日の京都府私立中学高等学校経営者協会主催の研修会において、講演内容に当該システムの説明を織り込み、利用の周知を図った。 さらに、平成22年2月16日～2月26日に神奈川・滋賀・東京・福島・広島の5会場で開催された私立高等学校マネジメントセミナーでは、参加法人409法人に対してパンフレットを配付し、その周知を図った。  情報提供システムのアクセス件数(私学データ作成システム) 平成21年度 2,666件(20年度 2,599件)	A	データベースのキーワード検索を可能にしたことや、分析項目の充実に取り組んだことは評価できる。 アクセス数の向上を図るため、学校法人における本データベースの効率的活用方法について検討されることを望む。	68 ～ 70	

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<p>(5) 情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図る。</p>	<p>③ 政府機関統一基準に準拠した「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティの維持に取り組む。</p> <p>(5) 情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図る。</p> <p>① 高等学校を対象として、私学経営に関する重要なテーマである財務、人事管理、教学、生徒募集対策等の分野にわたりアンケートを実施し、最近の私学経営の動向を把握する。</p>	<p>学校法人等に対する情報提供状況</p>						<p>③ 事業団内部の情報セキュリティの維持に取り組むため「情報セキュリティポリシー実施手順書」に基づき以下の取組を行った。</p> <p>○ファイル管理システム(Rアプリケーション)※による運用を平成21年7月1日より開始した。なお、同システムについて周知徹底を図るため、平成21年6月26日に情報セキュリティ責任者等を対象に、また平成22年3月9日、15日には九段事務所に勤務する全役職員等を対象に説明会を開催し、外部への情報の持ち出しの取扱いについて周知・徹底を図った。</p> <p>※ファイル管理システム(Rアプリケーション)…保存利用する情報の機密性について適正に格付分類し、ファイルを外部に持ち出す際に情報セキュリティ責任者等の承認がないと持ち出せない仕組み。</p> <p>○「自己点検票」による調査を以下のとおり実施した。</p> <p>・平成21年7月1日から7月15日の期間に、同実施手順書が遵守されているかどうかを自己点検する「自己点検票」による調査を、九段事務所に勤務する者に対して実施した。その結果、同実施手順書に違反する回答はなかった。</p> <p>また、平成22年3月2日に、自己点検票に基づく点検結果を情報セキュリティ小委員会(振興事業本部)に報告した。</p> <p>○情報セキュリティ監査責任者による情報セキュリティ監査を、総務課、人事課、補助金課、寄付金課に対し実施し、情報が適正に管理されていることを確認した。</p> <p>(5) 学校法人等に対する積極的な情報の提供を図るため、情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施するなど以下の取組を行った。</p> <p>① 平成16年度に実施した「私立高等学校の経営改善方策に関するアンケート」を基に、経営環境の変化や時宜を得た項目も踏まえた新たな設問に加え、平成21年7月14日に高等学校を設置している学校法人に対して私学アンケートシステムにてアンケート調査を実施した。(対象法人数 1,089 法人)</p> <p>平成21年8月21日にアンケートを回収(高等学校部門対象の回収率:78.7%、高等学校法人対象の回収率:65.5%)、平成21年10月1日からアンケートデータの編集・校正作業を開始し、集計の速報については、「私立高等学校マネジメントセミナー」を、平成22年2月16日～26日の間、神奈川・滋賀・東京・福島・広島の5会場で開催し、周知した。</p> <p>平成22年2月22日に私学経営情報第29号「私立高等学校の経営改善方策に関するアンケート報告」として刊行し、高等学校を設置している学校法人ほか文部科学省、私学関係団体等に配付した。</p>	B	<p>「私立校等学校の経営改善方策に関するアンケート」について、高等学校部門対象の回収率は78.7%と評価できるが、高等学校学校法人対象の回収率が65.5%と低く、今後さらに努力すべきものとする。</p> <p>また、刊行物の発行については、概ね発行できているが、学校法人の経営改善のために必要なテーマを設定した研究分析結果が刊行されておらず、年度計画が達成されていない。</p> <p>今後は、各種セミナー等での満足度等の向上に努めることが望まれる。</p>	71～74

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
	<p>② ①のアンケート結果等に基づき、地方ブロック毎に「経営改善セミナー」を実施する。</p> <p>③ 学校法人の経営改善に資するため、以下の刊行物を発行する。</p> <p>ア 今日の私学財政</p> <p>イ 私立大学・短期大学等入学志願動向</p> <p>ウ 私学経営情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①のアンケート結果を研究分析し、「学校法人の経営改善方策に関するアンケート報告」として刊行する。</li> <li>学校法人の経営改善のために必要なテーマを設定し、研究分析結果を刊行する。</li> </ul>						<p>② ①のアンケート結果等に基づき、「私立高等学校マネジメントセミナー」を全国5会場にて以下のとおり開催した。</p> <p>神奈川会場(2/16)、滋賀会場(2/19)、東京会場(2/22)、 福島会場(2/23)、広島会場(2/26) 参加法人数 409 法人、参加人数 589 人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート結果:「大変参考になった」38.3%、「参考になった」54.5%、「あまり参考にならなかった」6.1%、「参考にならなかった」1.1%</li> </ul> <p>③ 学校法人の経営改善に資するため、以下の刊行物を発行した。</p> <p>ア 今日の私学財政</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「平成20年度版今日の私学財政(幼稚園・特別支援学校編)、(専修学校・各種学校編)」平成20年度学校法人等基礎調査のデータに基づき、平成21年7月21日まで財務状況について集計作業を行い、平成21年8月4日に刊行、10,273部を幼稚園以下の学校を設置する法人、個人立の学校、文部科学省、私学関係団体等に配付した。</li> <li>「平成21年度版今日の私学財政(大学・短期大学編)、(高等学校・中学校・小学校編)」平成21年度学校法人基礎調査のデータに基づき、平成21年11月17日まで財務状況について集計作業を行い、平成21年12月14日に刊行、2,757部を小学校以上の学校を設置する法人、文部科学省、私学関係団体等に配付した。</li> <li>また、「月報私学」平成22年1月号に、大学・短期大学・高等学校の財務状況を抜粋して掲載した。</li> </ul> <p>イ 平成21年度私立大学・短期大学等入学志願動向</p> <p>平成21年度学校法人基礎調査のデータに基づき、平成21年7月7日まで入学志願動向の集計作業を行い、平成21年7月30日に刊行、高等学校以上の学校を設置する法人、文部科学省、私学関係団体等に計2,600部を配付した。</p> <p>また、「月報私学」平成21年9月号に、志願者数の増減比較及び入学定員充足状況を抜粋して掲載した。</p> <p>ウ 私学経営情報</p> <p>平成21年10月1日から①のアンケートデータの編集・校正作業を開始し、平成22年1月27日に原稿が完成、平成22年2月22日に私学経営情報第29号「私立高等学校の経営改善方策に関するアンケート報告」として刊行し、学校法人、文部科学省、私学関係団体等に1,783部を配付した</p> <p>エ その他</p> <p>現在までに蓄積された経営相談、事例収集調査時に行われた学校法人とのやりとりを中心に、「人件費対策」「ガバナンス」「学生募集」「教育内容の充実」「キャリア教育と就職支援」「職員像」について内部資料としてとりまとめた。</p>				

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ					
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項						
							<p>○ このほか中期計画以外にも学校法人等のニーズに応えるため、以下のとおり積極的な情報の提供を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「トップのための財務の見方セミナー」の実施 少子化や学校間競争の激化等、私立学校の外部環境が厳しくなるなかで、安定的な財政基盤の確保や教育研究の質を高めることが喫緊の課題である。これを克服するためには、経営と教学が融合し、学長が教学トップとして経営にも積極的に参画するとともに、リーダーとしての役割を果たすという意識改革を行うことが最も効果的である。 そのため事業団では、平成22年1月8日に、主に大学・短期大学の学長を対象として、1日で財務の見方が理解できるよう「トップのための財務の見方セミナー」を開催した。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1341 562 2154 646"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>参加法人数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年1月8日</td> <td>21法人</td> <td>21名</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県「大学自身による改革」支援事業の受託 新潟県から「新潟県『大学自身による改革』支援事業」を前年度に引き続き受託し、県内にある大学の経営基盤強化に向けた意識改革について啓発し、大学改革を促進するため、理事長など経営者を対象とする大学改革セミナーを2回開催した。第1回のセミナーでは、「大学構造改革に残る課題と産学連携の本質的問題」をテーマとした講演を実施した。第2回のセミナーでは、「地方に根ざした大学経営について」及び「学校における中長期計画の策定方法」をテーマとした講演を実施し、大学の取組事例の紹介を行った。 また、意見交換会を行い、参加した大学相互に情報の交換・共有を行うことができた。 さらに、相談・助言の申し出のあった新潟県内の私立大学の経営状況を現地調査(2校実施)し、相談項目の取組について具体的な先進事例を紹介するとともに、経営改革等大学の課題や将来展望に関する助言を行い、その成果として、各大学が各々の大学にあわせた形式で魅力アップを図るためのロードマップを作成した。 また、この受託事業に関する完了報告書を3月末付けで新潟県に提出した。</li> </ul>	開催日	参加法人数	参加人数	平成22年1月8日	21法人	21名			
開催日	参加法人数	参加人数														
平成22年1月8日	21法人	21名														

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																									
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項																										
4 受配者指定寄付金事業	4 受配者指定寄付金事業	受配者指定寄付金事業の実施状況  受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた取組状況						(1) 受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた広報活動を強化するため、また、寄付金制度の周知のため以下の取組を行った。 ○ 学校法人の受配者指定寄付金制度の理解と利用に供するため、「寄付金事務の手引」を見直して作成し、学校法人・都道府県主管課に配布した。 また、私立学校への寄付の拡充に向けて、法人等寄付者に制度をより理解してもらうための「寄付金パンフレット」を学校法人及び都道府県主管課に配付した。さらに、対象となる私立学校を明記し、平成22年度税制改正を踏まえた新たな「寄付金パンフレット」を作成して、経済団体、私学団体にそれぞれ配布した。 (参考)平成 21 年度 受入学校法人 321 法人、受入寄付金額 13,102 百万円  ・学校法人への配布 (寄付金事務の手引及びパンフレット平成 21 年 6 月 26 日送付) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大 学</th> <th>短大・高専</th> <th>高校・中等 教育学校</th> <th>中学・小学校・ 特殊支援学校</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送付法人数</td> <td>540</td> <td>127</td> <td>703</td> <td>42</td> <td>1,412 法人</td> </tr> <tr> <td>寄付金事務の手引</td> <td>540</td> <td>127</td> <td>703</td> <td>42</td> <td>1,412 部</td> </tr> <tr> <td>寄付金パンフレット</td> <td>5,400</td> <td>1,270</td> <td>3,515</td> <td>210</td> <td>10,395 部</td> </tr> </tbody> </table> ・都道府県(幼稚園・専修学校分を含む)への配布 47 都道府県主幹課に、寄付金事務の手引を 235 部、「寄付金パンフレット」を 7,350 部送付した(寄付金事務の手引・パンフレット平成 21 年 6 月 26 日送付)。 ・経済団体への配布(12 団体・635 部) 経済団体に対し、会員企業への「寄付金パンフレット」の配布・周知の協力を依頼した。 <新規に依頼した団体> (社)日本ガス協会、(社)民営鉄道協会 ・私学団体への配布(10 団体・1,160 部) 制度についてより理解を深めるとともに利用の促進を図る観点から、「寄付金パンフレット」を、加盟校への配布・周知の協力を依頼した。 ○ ホームページの活用 ・「寄付金事務の手引」の概要を掲載:平成 21年 6 月 26 日 ・「寄付金パンフレット」を、引き続き掲載した。 ○ 「月報私学」7月号に、受配者指定寄付金の利用案内を掲載		大 学	短大・高専	高校・中等 教育学校	中学・小学校・ 特殊支援学校	合 計	送付法人数	540	127	703	42	1,412 法人	寄付金事務の手引	540	127	703	42	1,412 部	寄付金パンフレット	5,400	1,270	3,515	210	10,395 部	A	A	受配者指定寄付金制度を周知するため新たなパンフレットを作成し、経済団体・私学団体に配付し、制度の定着や利用の拡大を図ったことは評価できる。	75 ～ 77
	大 学	短大・高専	高校・中等 教育学校	中学・小学校・ 特殊支援学校	合 計																															
送付法人数	540	127	703	42	1,412 法人																															
寄付金事務の手引	540	127	703	42	1,412 部																															
寄付金パンフレット	5,400	1,270	3,515	210	10,395 部																															

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(2) 寄付金の受入れから配付までの業務の簡素合理化を進め、学校法人が行う申請手続きの負担軽減を図るため、寄付金業務の電算処理システムを構築する。	(2) 学校法人が行う申請手続きの負担軽減を図るため、寄付金業務の電算処理システム構築に向けての検討を行う。	寄付金業務の電算処理システムの構築状況						(2) 寄付金業務の電算処理システムの構築の検討 寄付金業務の電算処理システムについては、平成 19 年度に策定された「高度総合情報推進計画(平成 20～24 年度)」において、平成 23 年度にシステムの開発を行い、平成 24 年度に稼動することとなっていることを踏まえ、構築に向けた検討を進めた。 具体的には、寄付金の受入れから配付、実績報告など、学校法人との一連の事務の流れを可視化し、その中で、電算処理が可能と考えられる業務を特定するとともに、学校法人の負担軽減を念頭におきながら、双方の業務の効率化や利便性の向上を図ることができると考えられるコンテンツの種類について検討を行い、電算化する業務等について以下のように整理した。 ○電算処理システムが可能と考えられる業務 ・受領書発行業務 ・配付申請業務 ・実績報告書作成業務 ○業務の効率化・利便性の向上を図ることができると考えられるコンテンツ(学校法人に提供) ・寄付者や学校法人からの入金状況の確認 ・学校法人ごとの寄付金の保有額(残高)の確認 ・事業団からの寄付金の配付状況の確認 また、これを基にシステムの全体像をイメージした素案を策定するとともに、関係部署間(寄付金課、システム管理室)においてシステム構築の実現に向けた協議を 3 回にわたって行った。	A	年度計画通り実施されている。 なお、検討、構想に終わらず、速やかに寄付金事務の電算処理システムを構築するよう期待する。	78 ～ 79

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ				
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項					
<p><b>5 学術研究振興基金事業</b></p> <p>(1) 社会のニーズや学術研究に貢献するテーマを的確に把握し、若手研究者の研究に対する資金交付の充実を図るなど、交付対象事業及び採択基準等の適時適切な見直しを行う。</p> <p>(2) 国立情報学研究所のデータベースへ研究成果を収録し公開するなど、広く研究者への普及に努める。</p>	<p><b>5 学術研究振興基金事業</b></p> <p>(1) 社会のニーズや学術研究に貢献するため、若手研究者奨励金の対象分野の見直しなど採択基準等の適時適切な見直しを行い、学術研究振興資金を交付する。</p> <p>(2) 研究成果の積極的な公開に努めるとともに学術研究振興資金制度の周知を図る。 ① 国立情報学研究所のデータベースへ研究成果を収録するほか、平成20年度の「研究報告書」を作成・配布する。</p>	<p>学術研究振興基金事業の実施状況</p> <p>交付対象事業及び採択基準等の見直し状況</p> <p>研究成果の普及の取組状況</p>													
							<p>(1) 平成 21 年度分の学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の交付</p> <p>○平成 21 年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の交付 申請のあった研究計画について、各分野別に審査するとともに、その評価に基づいて学術研究振興資金選考委員会(平成 21 年 2 月 20 日)で採択を行い、平成 21 年 5 月 29 日に資金を交付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学術研究振興資金:応募 175 件、交付 66 件、交付総額 121,600 千円 学術研究振興資金選考委員会で審議・採択された研究課題(医学・工学・理学・文学等様々な分野)に対し交付するもの。</li> <li>・若手研究者奨励金(人文・社会科学系):応募 53 件、交付 24 件、交付総額 7,200 千円。 私立大学等の若手研究者を支援する目的で平成 20 年度に創設し交付するもの。 ※平成 20・21 年度の若手研究者奨励金は、人文・社会科学系分野を対象とした。</li> </ul> <p>○若手研究者奨励金採択基準の見直し(平成 21 年 11 月 11 日改正・平成 21 年 9 月 1 日から適用) 採択された研究者の昇格等による辞退を避けるため、以下の改正を行った。 (改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助教、ポスト・ドクターの在職基準日を、交付年の 4 月 1 日から応募年の 10 月 1 日に変更。</li> <li>・従前は、本奨励金の採択後に、科学研究費補助金の「若手研究」、「日本学術振興会特別研究員」に採択された場合、交付対象から除外することとなっていたため、計画どおりの奨励金を交付できなかった。このため、こうした事態を発生させず、なるべく多くの者に奨励金を交付する観点から、かかる補助金等に採択されても交付対象から除外しないこととした。</li> </ul> <p>○若手研究者奨励金の対象分野の見直し 平成 22・23 年度の若手研究者奨励金の対象分野を、理工系・農学系及び理学系・工学系・農学系の複合分野を対象とし、新しい公募要領を学術研究振興資金の交付通知に同封して、当該学校法人宛に送付した。(平成 21 年 9 月 1 日公募要領送付) また、交付額を一人 50 万円(人文・社会科学系は 30 万円)とした。</p> <p>○今後の学術研究振興資金の在り方について 学術研究振興資金選考委員会(平成 22 年 2 月 23 日開催)において、平成 23 年度以降の学術研究振興資金の在り方について、委員との意見交換を行った。</p>	A							
							<p>(2) 研究成果の積極的な公開に努めるとともに学術研究振興資金制度の周知を図るため、以下の取組を行った。</p> <p>① 国立情報学研究所のデータベースへの研究成果の登録、「研究報告書」の作成・配布を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年度学術研究振興資金交付研究の研究成果について、学校法人の協力が得られた 85 件(採択 89 件中)の研究テーマ、研究代表者、研究機関名、研究期間、研究の概要等のデータを、国立情報学研究所「民間助成研究成果概要データベース」に登録依頼し、登録を確認した。(登録資料送付:平成 21 年 7 月 29 日)</li> <li>・「平成 20 年度第 33 回学術研究振興資金学術研究報告」をCD-R化して作成し、資金交付校及び国立国会図書館等に配付した。(平成 21 年 11 月 11 日)</li> </ul>	A	学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の交付を予定どおり実施するとともに、若手研究者奨励金の対象分野の見直しを行ったことは評価できる。	80 ～ 81					
								A	年度計画どおり実施されており評価できる。	82					

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<p>(3) 研究課題の採択にあたっては、審査の客観性及び透明性を確保する観点から、引き続き外部委員による選考委員会において研究分野別の審査を行うとともに、採択状況等を公表する。</p>	<p>② 学術研究振興資金の公募要領等をホームページ等に掲載する。</p> <p>(3) 選考審査の客観性及び透明性を確保し、採択状況等を公表する。</p> <p>① 採択にあたっては、客観性及び透明性の確保を図るため、外部委員による選考委員会において研究分野別の審査を行う。</p> <p>② 採択基準、応募状況・採択状況をホームページ等に掲載する。</p>	<p>審査の客観性及び透明性の確保のための取組状況</p>						<p>② 学術研究振興資金制度の周知を以下のとおり行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募要領及び記入要領のホームページでの公開 平成 22 年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金(平成 22 年度・23 年度は理工系・農学系及び理学系・工学系・農学系の複合分野を対象)の公募要領、記入要領を各学校法人へ送付(平成 21 年 9 月 1 日)するとともに、ダウンロード可能な申請様式等をホームページに掲載し、研究者への周知・利便を図った。(平成 21 年 9 月 2 日)</li> <li>・学術研究振興資金情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 大学病院医療情報ネットワーク研究センター(UMIN)「大学病院医療情報ネットワーク」に掲載の学術研究振興資金情報の更新依頼し、更新を確認した。(情報提供:平成 21 年 5 月 21 日)</li> <li>* 財団法人助成財団センターの「助成団体データベース」に掲載の学術研究振興資金情報の更新依頼し、更新を確認した。(情報提供:平成 21 年 7 月 15 日)</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 選考審査の客観性及び透明性確保のため外部委員による選考委員会において審査を行うとともに、以下のとおり採択状況等を公表した。</p> <p>① 採択にあたって客観性及び透明性の確保を図るため、外部の選考委員 15 名で構成される学術研究振興資金選考委員会(第 38 回委員会・平成 22 年 2 月 23 日開催)において、申請のあった研究計画について、研究系統分野別の審査を行い、学術研究振興資金は 153 件中 70 件、若手研究者奨励金は 49 件中 21 件を採択した。</p> <p>○各系統分野別の選考委員による審査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学術研究振興資金 研究課題の採択にあたっては、外部の選考委員 15 名で構成された学術研究振興資金選考委員会において「人文・社会科学系」、「理工系」、「生物系」の研究系統分野ごとに、「学術研究振興資金採択基準」(平成 16 年 3 月 30 日理事長裁定)に基づき、①研究目的、②研究計画、③研究の独創性、④研究遂行能力、⑤研究費の妥当性等を視点とした採点方式による審査を行った。</li> <li>・若手研究者奨励金 研究課題の採択にあたっては、学術研究振興資金(若手研究者奨励金)採択基準」(平成 19 年 10 月 18 日理事長裁定)に基づき、「理工系」、「農学系」及び「理学系・工学系・農学系」の複合分野を専門とする外部の審査専門委員 5 名により、①研究目的・内容の着眼点、②研究計画・方法の妥当性、③研究の独創性、④研究の発展性を視点とした採点方式による評価を行うこととし、評価平均点(20 点満点)及び総合評価(5 段階評価)の平均点を算出し、この結果による採択が行われた。</li> </ul> <p>② 採択基準、応募状況・採択状況を以下のとおりホームページ等に掲載した。</p> <p>○応募状況の掲載 平成 22 年度学術研究振興資金の研究系統分野別、新規・継続別、学校種別の応募件数及び資金交付希望額、平成 22 年度若手研究者奨励金の応募状況をホームページで公開した。(平成 21 年 11 月 19 日)</p> <p>○採択状況・採択基準の掲載 平成 22 年 2 月 23 日の学術研究振興資金選考委員会で採択が決定した、平成 22 年度学術研究振興資金 70 件の研究及び平成 22 年度若手研究者奨励金 21 件の研究について、交付先、交付額及び研究テーマ等の採択状況を、ホームページに公開した。(平成 22 年 3 月 3 日) また、「学術研究振興資金採択基準」は昨年度に引き続き掲載し、「若手研究者奨励金採択基準」は改定版を再掲載した。(平成 21 年 11 月 19 日)</p>	A	<p>外部委員による審査や採択基準、応募状況、採択状況をホームページで公開するなど審査の客観性及び透明性は確保されたものと評価できる。</p>	83 ～ 84

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(4) 学術研究振興資金の適正な使用に資するため、取扱の基準を策定し、学校法人に対し周知徹底を図る。	(4) 学術研究振興資金の適正な使用に資するため、学校法人に対し、引き続き取扱基準の周知徹底を行う。	取扱基準の周知の取組状況						(4) 学術研究振興資金の適正な使用について、資金を交付する学校法人に対し引き続き取扱基準を周知徹底するため、以下の取組を行った。 ○平成21年度学術研究振興資金及び平成21年度若手研究者奨励金の交付が決定した学校法人の理事長、研究者、資金事務担当者に対して、『学術研究振興資金の適正な使用について(お願い)』を「交付決定通知」に同封して送付し、資金の一層の適正な管理・執行を依頼するとともに、不適切な使用を行った場合の資金の返還、応募資格の停止等の措置について周知した。(平成21年4月24日送付) ○学術研究振興資金の適正な使用に関して、「平成22年度学術研究振興資金公募要領」及び「平成22年度若手研究者奨励金公募要領」に注記し、大学・短期大学・高等専門学校を設置する652法人に送付した(平成21年9月1日)。 ○『学術研究振興資金の不適切な使用等が行われた場合における取扱い』(平成20年8月13日理事長裁定、平成20年4月1日から適用)をホームページに掲載した(21年9月2日)。	A	ホームページにおいて、「学術研究振興資金の不適切な使用等が行われた場合における取扱い」を掲載し、周知に努めたことは評価できる。	85
(5) 経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業の意義についての理解と協力を得て、基金の増額を図るため、ホームページ等を活用して広報活動を強化する。	(5) 経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業への理解と協力を得るため、ホームページの活用、募金趣意書の作成・配布などの広報活動の強化に引き続き努める。	基金事業の広報活動状況						(5) 経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業への理解と協力を得るため、以下のとおり広報活動の強化に努めた。 ○ホームページによる広報活動の強化 経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業への協力と理解を得るため、「学術研究振興基金の案内」、「募金協力へのお願い」をホームページに掲載し、新たに「寄付申込書」をダウンロードできるように追加した。(平成21年6月10日) ○「募金趣意書」パンフレットの利便性の向上 「募金趣意書」パンフレットの「寄付申込の方法」について、事業団の「振込口座一覧」や「寄付申込書」の様式を追加するなど、寄付者により分かりやすくなるよう見直しを行った。 ○募金趣意書の経済団体への配布 学術研究振興基金の「募金趣意書」を作成し、経済団体(9団体)に「募金趣意書」の会員企業への配布、周知の協力を依頼し、会員企業を対象とする会議で「募金趣意書」を配布してもらうなどの協力を得ている。 ○基金への寄付金は、平成20年度が5,201千円、21年度は5,667千円となっている。	A	ホームページやパンフレットなど広報活動に取り組み、昨年以上の寄付金を得たことは評価できる。 より一層の積極的な取り組みを期待する。	86

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
6 事業に関する情報開示  (1) 私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。	6 事業に関する情報開示  (1) 私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。	情報開示の実施状況  ホームページ等を活用した開示の状況							A  A	私立大学等経常費補助金については、交付決定と同時に学校別交付額等を公表し、受配者指定寄付金及び学術研究振興基金についても各種情報を速やかにホームページに掲載しており評価できる。	87 ～ 88
							(1) 事業に関する情報について、以下のとおり積極的な開示を行った。  ○私立大学等経常費補助金事業に関する情報開示 ・新聞等への発表 平成 21 年度私立大学等経常費補助金については、早期に積極的な情報開示を行う観点から、資金交付後(3 月)ではなく、平成 22 年 2 月の交付決定と同時に学校別交付額等を報道機関に発表した(平成 22 年 2 月 26 日)。 ・ホームページを活用した積極的な情報開示 平成 21 年度私立大学等経常費補助金の学校別交付額及び特別補助の項目別内訳について、報道機関への発表と同時にホームページに掲載した(平成 22 年 2 月 26 日)。 私立大学等経常費補助金取扱要領・配分基準、特別補助配分基準について、ホームページへの掲載による積極的な情報開示を行うことにより、学校法人における補助金事務の利便を図った(平成 22 年 2 月 26 日)。 ・広報誌「月報私学」への掲載 私立大学等経常費補助金特別補助のうち未来戦略推進経費については、採択内容への理解を得るため、採択状況を「月報私学」平成 22 年 2 月号に掲載した。  ○受配者指定寄付金の配付先等の事業に関する情報開示 ・受配者指定寄付金の配付先学校法人名及び配付対象事業名について配付審査・決定後速やかにホームページに掲載した。掲載の内訳は以下のとおり。 平成 21 年 4 月 22 日:71 件、5 月 8 日:25 件、6 月 2 日:6 件、7 月 7 日:16 件、8 月 3 日:19 件、9 月 2 日:29 件、10 月 20 日:14 件、11 月 2 日:21 件、12 月 2 日:15 件、12 月 28 日:11 件、平成 22 年 2 月 2 日:13 件、3 月 1 日:29 件、平成 21 年度末現在 269 件掲載(平成 20 年度末 計 274 件掲載)  ○学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報開示 ・広報誌「月報私学」への掲載 平成 21 年 5 月 29 日に資金交付した平成 21 年度学術研究振興資金 66 件及び若手研究者奨励金 24 件の研究について、研究分野別の件数、交付額等の交付状況を「月報私学」平成 21 年 8 月号に掲載した。 ・ホームページでの積極的な情報開示 平成 22 年 2 月 23 日の選考委員会で採択が決定した平成 22 年度学術研究振興資金 70 件及び若手研究者奨励金 21 件の研究について、採択学校名、研究課題名、交付予定額等の内示状況をホームページで公開した(平成 22 年 3 月 3 日)。				

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。	(2) 法令で公表が義務付けられている資料のほか、公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。	公表資料のホームページへの掲載状況						(2) 法令で公表が義務付けられている資料のほか、関連部署と連携し、自主的に公表した資料について最新の情報をホームページに掲載し、学校法人及び一般に広く周知した。  ○公表が義務付けられているもの(更新情報を掲載) ・事業団法による公表 「平成21年度計画」(平成21年4月1日) 「平成20年度計画業務実績報告書(抜粋)」(平成21年7月1日) ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律による公表 「特殊法人における随意契約見直しの取組状況フォローアップ等について」(平成21年6月18日) 「平成20事業年度財務諸表、業務報告書、決算報告書(助成勘定)」(平成21年11月12日) 「役員(数・氏名・任期及び経歴)」(平成21年4月21日、22年1月8日) 「役員給与規程」「役員退職手当規程」「職員退職手当規程」 (平成21年7月24日、21年10月28日、22年2月4日、22年2月5日) 「職員給与規程」(平成22年2月4日、22年2月5日) 「平成20年度に係る業務の実績に関する評価」(平成21年9月30日) 「会計検査院の直近の検査報告」(平成22年1月28日) 「会計検査報告掲載事項の是正処理状況」(平成21年10月28日) 「入札結果・契約結果」(毎月) ・国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律による公表 「平成21年度環境物品等の調達の推進を図るための方針」(平成21年4月27日) 「平成20年度環境物品等の調達実績の概要」(平成21年7月30日) ・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律による公表 「個人情報ファイル簿」 変更なし ○公表は義務付けられていないが、関連部署と連携し、自主的に最新の情報を速やかに公表 「融資金利表」(毎月) 「月報私学」(毎月) 「役職員の報酬・給与等について」(平成21年8月27日) 「財投機関債の発行について」(平成21年12月24日) 「平成21年度私立大学・短期大学等入学志願動向」(平成21年7月30日) 「自己診断チェックリスト(大学・短期大学編)平成21年度版」(平成22年1月14日) 「自己診断チェックリスト(高等学校編)平成21年度版」(平成22年1月14日) 「平成22年度事業団資金の借入希望及び施設・設備計画について」(平成22年2月26日) 「平成22年度職員募集のご案内(文部科学省文教団体職員採用試験)」(平成22年3月8日) 「平成22年度版 私立学校のための融資ガイド」(平成22年3月26日) 「貸付金に係る償還のご案内」(平成21年8月26日、22年2月26日) 「私・国・公立学校の学校数、教員数、在学者数の比較」(平成22年3月5日)	A	法令で公表が義務付けられている資料、公表すべき資料とも適切に公表されており評価できる。 情報提供について今後ますます充実していくことを期待する。	89 ～ 90

○ 業務運営の効率化に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>業務の進展・変化に対応し、効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、必要に応じて組織編成、人員配置の見直しを行うとともに、私学振興事業本部と共済事業本部の統合に向けた検討を行う。</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>私学振興事業本部と共済事業本部を一体的に運営する観点に立ち、効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、必要に応じて組織編成、人員配置の見直しを行う。</p>	<p>効率的な業務運営体制の確立状況</p> <p>内部統制に関するコンプライアンスの整備状況</p>					<p>○組織編成、人員配置の見直し</p> <p>人員配置及び組織編制の見直しを通じて、効率的かつ機能的な組織運営を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補正予算により融資財源が措置され、新たな融資資金が受けられたことに伴い、多忙となった部署(融資課)の業務に対し、他の部署の職員が一時的に業務を併任する発令を実施した(8月1日付け)。その後、補正予算に関連した業務に完了の見通しが立ったため、12月31日付けで併任解除発令を行った。</li> <li>・事業団全体の業務・相談体制の一層の充実を図るとともに、私学振興事業本部と共済事業本部を一体的に運営する観点に立ち、また、両業務に精通した職員の育成を図るため、監査室長と掛金課長、システム管理室主幹ポスト、契約課課長補佐ポスト等両事業本部の職員間の人事異動を積極的に行うなど、相互の業務内容の理解をより深めることに努めた。</li> </ul> <p>○私学振興事業本部と共済事業本部の統合に向けた検討</p> <p>平成10年1月の統合による事業団の発足以降、10年以上が経過したことから、事業団の業務・相談体制の一層の充実を図るとともに、私学振興・共済事業を適切かつ総合的、効果的に推進していくため、組織の一体化を図る必要があるとの観点に立ち、両事業本部統合事務所の整備に関して、事務所の統合整備をするうえでの課題となる点等について、平成20年度に文部科学省との勉強会を行い、両事業本部を含めた候補地の検討等を行った。</p> <p>しかしながら、統合事務所の整備の問題として、事業団を含む特殊法人等が移転する場合、多極分散型国土形成促進法及び閣議決定(昭和63年)において都区部外へ出ることとされており、特別な理由がない場合には都区内に残ることは認められていない。</p> <p>事業団が私学振興という役割を果たすためには、学校法人・加入者等に対するきめ細やかな相談体制を維持し、関係省庁、私学団体等との密接な連携を図っていく必要があり、これらの関係機関が集中する都区内に統合事務所を確保する必要がある。こうした点も踏まえ、両事業本部の統合整備に関し、年金一元化等の状況を注視しながら検討を行っていくこととしていたが、「被用者年金制度一元化法案」は国会において一度も審議されることなく平成21年7月の衆議院解散に伴い廃案となり、廃案後、新たに国家戦略室の下、新しい年金制度について検討する「新年金制度に関する検討会」が発足(平成22年3月8日)したが、今後の年金一元化等の状況が不透明であることから、統合事務所の整備に関する更なる検討については今後の審議状況を注視しながら進めることとし、今後、両事務所間での人事交流及び組織・環境の整備などできるものについて進めていくこととする。</p> <p>平成21年度は、インターネット環境及び電子メール環境について、私学振興事業本部が利用しているSINET(学術情報ネットワーク:光インターネットを用いた学術研究用ネットワーク)を共済事業本部においても導入し、事業団全体の情報技術環境の統一を図った。</p>	A	<p>効率的かつ機能的な組織運営を推進し、また両業務に精通した職員を育成する観点から、私学振興事業本部と共済事業本部間の人事異動を実施しており、評価できる。</p>	91～92	



中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
		総費用削減の 達成率		2% 以上	1.4% 以上 2% 未満	1.4% 未満		総費用[交付補助金、配付寄附金、雑損を除く] 平成19年度予算額 15,626百万円 平成20年度計画予算額 14,092百万円(対19年度予算比△9.8%) 平成21年度計画予算額 13,495百万円(対19年度予算比△13.6%) 平成19年度実績額 14,944百万円 平成20年度実績額 13,442百万円(対19年度実績比△10.1%) 平成21年度実績額 12,746百万円(対19年度実績比△14.7%)	S		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																			
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項																				
<p><b>3 契約の適正化</b> 事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。また、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」(平成19年12月27日付け事務連絡。内閣官房副長官補室から各府省特殊法人担当各位あて。)に基づき、国と同様又はこれに準じた随意契約見直し計画を策定し公表する。なお、随意契約見直し計画の実施状況を含む契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表することとする。</p>	<p><b>3 契約の適正化</b> 事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。また、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」(平成19年12月27日付け事務連絡。内閣官房副長官補室から各府省特殊法人担当各位あて。)に基づき、策定・公表した随意契約見直し計画の実施状況を含む契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表することとする。 さらに、「契約の適正な執行に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」(平成20年12月16日付け総評第157号。総務大臣から文部科学大臣あて。)に基づき、契約の適正化の推進を図ることとする。</p>	<p>契約の適正な実施状況</p>								<p>96 ～ 99</p>																				
							<p>○契約の適正化について以下のとおり実施した。</p> <p><b>【随意契約見直し計画の実施・進捗状況等】</b> 「随意契約見直し計画」を策定しホームページにて平成20年4月21日に公表した。 平成21年度の取組としては、「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約から一般競争入札等へ移行し調達を実施した契約は以下のとおりである。 昇降機保守・管理業務委託 電子計算機(サーバ)の賃貸借(※平成20年度に調達を実施していない契約) ・平成21年度において締結した契約については、以下のとおりである。 全契約件数 33件 一般競争入札件数 20件 60.6% (前年度 53.3%) 企画競争・公募件数 4件 12.1% (前年度 10.0%) 随意契約件数 9件 27.3% (前年度 36.7%) ・契約を伴う事業実施案件に係る調達方法、その他契約に関する必要な事項については、事業団内で設置する契約関係分科会、調達委員会において検討及び決定を行い、調達の結果については、毎月実施される監事による定期監査において、当該月の契約状況について監査を受けるとともに、毎月ホームページにおいて契約状況を公表することにより、調達の実施における客観性・透明性を図った。 なお、契約に係る公表事項については、平成20年10月より予定価格と落札率を追加し、国の基準と同等の公表内容としている。</p> <p><b>【契約に係る規程】</b> 契約方式、契約事務手続き、公表事項等については、会計規程、会計規程の特例を定める規程、契約結果公表基準で規定しており、国に準じて適切に整備している。 平成21年度は、「平成20年度における文部科学省所管独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」を踏まえ、契約の適正化を図る観点から、会計規程第43条に基づき「日本私立学校振興・共済事業団 競争入札関係事務取扱要領」(平成22年3月30日理事長裁定)(総合評価落札方式に関する取り扱いを含む)を別に定め、公正性や透明性を確保した。また、このほかに具体的なマニュアルとして「公募・企画競争の手続きに関する標準マニュアル」、「総合評価落札方式実施の手引」(平成22年3月31日財務部長決裁)をそれぞれ作成した。</p> <p><b>【契約事務に係る執行体制、審査体制】</b> 契約事務に係る執行体制(共済業務を含む)は、政府調達案件等を除き、100万円を超える調達案件については、契約課(事業団全体として9名)が調達内容の精査等を行うことにより、契約業務の適正化及び一元管理の推進を図っている。特に政府調達案件及び1,700万円を超える一般調達案件については、調達業務の適正化を図る観点から、契約関係分科会及び調達委員会において調達方法、仕様書の内容等について審議を行っている。</p> <p>◎平成21年度に締結した事業団全体及び助成業務における契約状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度 (事業団全体)</th> <th>平成21年度 (助成業務)</th> <th>契約全体に係る 助成業務の比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札等</td> <td>260件 53億円</td> <td>20件 1.1億円</td> <td>7.7% 2.1%</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募</td> <td>13件 4億円</td> <td>4件 0.4億円</td> <td>30.8% 10.0%</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>147件 21億円</td> <td>9件 2.6億円</td> <td>6.1% 12.4%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>420件 78億円</td> <td>33件 4.1億円</td> <td>7.9% 5.3%</td> </tr> </tbody> </table>		平成21年度 (事業団全体)	平成21年度 (助成業務)	契約全体に係る 助成業務の比率	競争入札等	260件 53億円	20件 1.1億円	7.7% 2.1%	企画競争・公募	13件 4億円	4件 0.4億円	30.8% 10.0%	随意契約	147件 21億円	9件 2.6億円	6.1% 12.4%	合 計	420件 78億円	33件 4.1億円	7.9% 5.3%	A	<p>契約の適正化が図られており評価できる。</p> <p>前年度と比較して随意契約件数は減少し、一般競争入札への移行に真摯に取り組んでいると評価できる。今後は、さらなる随意契約件数の減少に努めることを期待したい。</p> <p>「公募・企画競争の手続きに関する標準マニュアル」、「総合評価落札方式実施の手引」を作成し、契約に係る規程整備を進めたことは評価できる。</p> <p>契約課には適切な人員が配置され、契約関係分科会及び調達委員会においては調達方法や仕様書の内容等について審査がおこなわれており、契約事務の適性化に取り組んでいるものと評価できる。</p>	
	平成21年度 (事業団全体)	平成21年度 (助成業務)	契約全体に係る 助成業務の比率																											
競争入札等	260件 53億円	20件 1.1億円	7.7% 2.1%																											
企画競争・公募	13件 4億円	4件 0.4億円	30.8% 10.0%																											
随意契約	147件 21億円	9件 2.6億円	6.1% 12.4%																											
合 計	420件 78億円	33件 4.1億円	7.9% 5.3%																											

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
							<p>なお第三者機関による審査が求められている対象案件(建設工事及び設計・コンサルティング業務)が少ないこともあり、現在のところ事業団においては第三者による委員会等は設置せず、対象案件があった場合には文部科学省の入札監視委員会に審議を依頼する体制を整えている。平成 21 年度は1件(蓄電池更新工事)の該当があり、審議を依頼した。</p> <p><b>【一者応札・契約の第三者委託等】</b>  平成 21 年度において、落札率が高い契約(95%以上)は 1 件(前年度 5 件)、応札者が 1 者のみの契約については、4 件(前年度 2 件)が該当した。  (応札者が 1 者であった契約の理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙の購入 巡回して在庫不足分を納品することとした仕様への対応ができた者が 1 者…1 件</li> <li>・事務用回転椅子の購入 健康への配慮及び修繕や部品の交換が可能なサンプルの中から仕様への対応ができた者が 1 者…1 件</li> <li>・私学振興事業本部にかかる音響機器の購入 マイクの台数(30 台)とそのマイクの同時使用が可能な機器への仕様の対応ができた者が1者…1 件</li> <li>・私学振興債券募集委託、 競争参加資格(全省庁統一資格)を満たした者が 1 者…1 件</li> </ul> <p>これらを含む調達案件については、毎月実施する監事による会計監査及び契約課の業務監査において、契約内容や入札参加者が 1 者であった場合の理由など入札の状況について確認し、1 者参入の契約のうち、問題があると思われるものについては、仕様書を取り寄せ、内容をチェックした上で、表記内容を工夫することなどによって、出来る限り多くの業者を参入させる努力を行うよう指導している。</p> <p>さらに、1 者応札・応募についてはホームページに公表(平成 21 年 6 月 19 日)した。「一者応札・応募の改善方策」として、調達予定の公表、公告期間の確保、公告方法の改善、参加招請の実施などの競争性を確保する方策のほか仕様の見直しを行うことにより、他の業者が参加しやすいように改善を図っている。</p> <p>なお、再委託を行っている又は、1 者応札で再委託割合が高率となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託されている契約はない。また、私学事業団には関連法人となる法人はない。</p>		仕様策定にあたり、事前調査を行うなど、一者応札を避ける取り組みを期待する。		

○ 財務内容の改善に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<p>Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p>1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現</p> <p>(1) 事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。</p>	<p>Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p>1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現</p> <p>(1) 収支計画を作成し、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。</p>	<p>適切な財務内容の実現</p> <p>収支計画に沿った適切な運営状況</p>						<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>収支状況は順調と考えるが、収支計画に沿った適切な運営という観点からは、より実態に沿った収支計画の策定が望まれる。</p> <p>利益金が発生することは健全な財務状況を表象しているものと考えられ、金額については適切なものであると評価できる。</p>	<p>100</p> <p>～</p> <p>101</p>	
<p>【利益剰余金について】</p> <p>○利益構造</p> <p>助成業務は国からの運営費交付金を受けずに業務を遂行している。助成業務の運営は、貸付事業に係る貸付金利息と借入金利息等の利息収支差額を財源として、人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賄い、利益が計上された場合には、これを財源として、私学教職員の研究事業に対する助成金の交付及び長期勘定への繰入れを行うなど、いわば私立学校に利益を還元する循環型の業務運営を行っている。</p> <p>○利益及び損失の処理</p> <p>助成業務で生じた利益は、繰り越した損失があればそれを埋め、残余の額から助成金・長期勘定繰入の財源額を控除した額は積立金として整理し、損失を生じたときは、積立金を減額して整理することとなり、事業団の積立金は損失を補填するためのものである。</p> <p>また、積立金の処分については、事業団法第36条及び同法施行規則第12条で定められており、中期目標の期間の最後の事業年度において積立金のうち20億円を超える部分の額を国庫納付することになっている。</p>											

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(2) その他必要な収益を確保し、適切な財務内容の実現を図る観点から、刊行物の販売及び事務所内の会議室等の一般利用を促進し、自己収入の確保に努める。	(2) 刊行物の販売収入及び事務所内会議室貸与収入等の自己収入の確保に努める。	収入の確保の状況						<p>○平成20年度利益処分(案)の状況 平成20年度の利益金は利息との収支差額から人件費を含む業務運営費を控除した後、貸倒引当金(266,611千円)を戻入した結果683,293千円となった。このうち、平成21年度に財団法人私学研修福祉会に対し100,000千円を助成金として交付、長期勘定への繰入を50,000千円とした結果、平成21年度末の積立金残高は1,210,267千円となった。 なお、目的積立金に係る条項は事業団法にはない。</p> <p>○平成21年度利益処分(案)の状況 平成21年度の利益金は利息との収支差額から人件費を含む業務運営費を控除した後、貸倒引当金(276,459千円)を繰り入れした結果214,197千円となった。 また、この利益金については、平成22年度の財団法人私学研修福祉会に対する助成金として100,000千円、長期勘定へ繰入れ70,000千円、その残余を積立金として整理し、平成22年度末の積立金残高は1,254,464千円となる予定である。 なお、貸倒引当金の積み増しの要因は、貸付事業の貸付金残高の増加、貸付債権の劣化によるものである。</p> <p>(2) 刊行物の販売収入及び事務所内会議室貸与収入等により、自己収入の確保に努めた。 ○刊行物販売に係る収入 ・ 刊行物販売収入 4,113千円(20年度比302千円増) ・ 当期販売益 3,225千円(20年度比202千円増) ・ 特定非営利活動法人「学校経理研究会」を販売元とし、刊行物の委託販売を行うことで収入源を確保した。</p> <p>[販売経緯・販売価格] ・平成21年4月販売開始(刊行は平成21年3月) 「私学経営情報第26号(学校法人の経営改善方策に関するアンケート報告)」 〈販売価格2,500円(新規刊行)〉 ・平成21年4月販売開始(刊行は平成21年3月) 「私学経営情報第27号(大学経営の事例集)」 〈販売価格1,600円(新規刊行)〉 ・平成21年4月販売開始(刊行は平成21年3月) 「私学経営情報第28号(私立高等学校のこれからを考える)」 〈販売価格1,600円(新規刊行)〉 ・平成21年8月刊行・販売開始 「今日の私学財政—平成20年度版—」(幼稚園・特別支援学校編) 〈販売価格2,000円(前年度販売価格2,000円)〉 ・平成21年8月刊行・販売開始 「今日の私学財政—平成20年度版—」(専修学校・各種学校編) 〈販売価格2,000円(前年度販売価格2,000円)〉 ・平成21年12月刊行・販売開始 「今日の私学財政—平成21年度版—」(大学・短期大学編) 〈販売価格3,500円(前年度販売価格3,500円)〉 ・平成21年12月刊行・販売開始 「今日の私学財政—平成21年度版—」(高等学校・中学校・小学校編)</p>	A	販売のほか、賃貸収入、講師派遣など、自己収入の確保について積極的な取り組みがみられ評価できる。 今後は、コストにも留意しつつ、自己収入の確保に努められたい。	102 ～ 103

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
								<販売価格2,300円(前年度販売価格2,300円)> ・平成22年2月刊行・販売開始 「私学経営情報第29号(私立高等学校の経営改善方策に関するアンケート報告)」<販売価格2,300円(新規刊行)>  [刊行物販売状況] ・刊行物販売冊数 2,252 冊(20 年度 2,090 冊) ・当期販売益 刊行物販売収入 4,113 千円(前年度 3,811 千円) 販売原価(印刷費) △866 千円(前年度△788 千円) 除却額 △ 22 千円(前年度 0 千円) 当期販売益 3,225 千円(前年度 3,023 千円) (注 1)金額は消費税込みで計上している。 (注 2)本年度除却額△22 千円は「今日の私学財政ー平成 15 年度版ー」 128 冊を廃棄処分したことによるものである。  [原因分析] ○刊行物販売収入の増収の原因 ・平成21年度に販売した刊行物は26種、2,252冊であり、平成20年度の25種、 2,090冊を上回った。 平成 21 年度販売冊数の増加の要因は、平成 21 年 1 月に刊行した「学校法人 の経営に関する実務問答集《第 3 次改定版》」の 637 冊であり、今年度販売収入 の 36.4%(1,497 千円)を占めている。 なお、これらの刊行物は業務上、私学へ情報の還元を行うことを第一の目的と しており、その上で販売も行っているものである。 ○事務所貸与による収入 事務所内会議室の貸与料については、複数年契約を導入した一般競争入札 を行ったことにより、料率として当月売上高(職員食堂分は除く)の 6%(平成 20 年度)から平成 21 年度以降 3 年間は 10%となった。 以上のことから、食堂、講堂等の会議室の収入が 20 年度と比較して大幅に上 回った。7,740 千円(平成 20 年度)→9,199 千円(平成 21 年度) ○講師派遣による収入 ・派遣件数 46 件(20 年度 49 件) ・派遣料収入 1,650 千円(20 年度 89 千円増) ○トップセミナーによる収入 ・セミナー収入( 315 千円)			

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<p><b>2 財務内容の管理・運営の適正化</b></p> <p>(1) 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、引き続き決算情報・セグメント情報について公表内容の充実を図る。</p> <p>また、財務諸表の適正性及び信頼性を高めるため、自主的に導入した公認会計士の監査を継続する。</p>	<p><b>2 財務内容の管理・運営の適正化</b></p> <p>(1) 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を予算配分や業務運営の効率化に反映させる。</p> <p>決算情報・セグメント情報の公表内容の充実を図る観点から、決算内容のダイジェスト版を作成し、公表する。</p> <p>また、財務諸表の適正性及び信頼性を高めるため、自主的に導入した公認会計士の監査を実施する。</p>	<p>財務内容の管理・運営の適正化</p> <p>財務内容の透明性等の確保の状況</p>						<p>A</p> <p>A</p>	<p>独自に監査法人の監査を導入するなど、財務の適正化への積極的姿勢は評価できる。</p>	<p>104 ～ 110</p>	
							<p>(1) 事業ごとの評価分析・業務報告書の公表内容の充実・公認会計士の監査を以下のとおり実施した。</p> <p>○ 事業経費に係る予算配分及び執行        予算配分については、各事業の年度計画に基づき積算するとともに、特に学齢人口の減少等に伴い私学経営が厳しい状況にあるため、経営支援・情報提供事業の強化を図り、また前年度執行状況等を勘案した上で予算を編成した。        業務運営の効率化にあたっては、四半期ごとに実績額について予算執行の進捗状況、支出内容の精査、各部署に対する下半期の予算執行予定調査等を行い、予算の計画的及び効率的な執行を図った。        また、予算執行にあたっては、一般管理費同様、四半期ごとに実績額について予算執行の進捗状況、支出内容の精査、各部署に対する下半期の予算執行予定調査等を行い、予算の計画的な執行を図った。</p> <p>○ 決算情報・セグメント情報について公表内容の充実        「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日に閣議決定)において、「総務省は事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。」とされた。        これを受けて業務報告書に係る掲載内容を20年度より改訂し、法人概要等の「基本情報」、「事業説明」に加え、「簡潔に要約された財務諸表」、事業の種類別セグメント情報などの「財務情報」を掲載した。さらに21年度は、公表内容の充実を図る観点から決算内容のダイジェスト版として助成業務(助成勘定)及び共済業務(福祉勘定、長期勘定、短期勘定、共済業務勘定)の5勘定の決算の概要を作成した。またこれらの内容を決算承認後11月12日にホームページで公表することにより、国民に分かりやすい形での情報開示を行った。</p> <p>○ 財務諸表等に係る会計監査人による監査        会計監査人による監査については、財務諸表の適正性及び信頼性を高めるため、平成18年度から自主的に監査法人による監査を導入しており、平成21年度においても引き続き監査法人による監査を以下のとおり実施した。</p> <p>平成21年10月22日～10月27日 期中監査        平成21年11月2日 監査計画説明        平成21年11月18日 理事長とのディスカッション        平成22年1月12日～1月15日 期中監査・システム監査        平成22年3月8日～3月12日 期中監査        平成22年4月2日 現金・預金証書・たな卸資産等の実査        平成22年5月17日～6月4日 期末監査        平成22年6月10日 監査報告会</p>				

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
							<p>【保有資産の管理・運用等について】</p> <p>○金融資産 (現金・預金) 現金・預金の平成 21 年度期末残高は、13,331 百万円となっている。 助成勘定における現金・預金のそのほとんどが、受配者指定寄付金事業により受け入れた寄付金 9,646 百万円 (72.3%) である。 受配者指定寄付金は私立学校の教育と研究のために、一般から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付する制度である。この制度を利用して私立学校に寄付をした会社等の法人は、法人税法上、支出した寄付金の全額を損金に算入することが認められており、私立学校に寄付をした場合に寄付金支出額全額を損金算入できる唯一の制度となっている。 一方、一般経理の現金・預金は、3,571 百万円 (26.7%) となっており、これは、翌年度の期首 (5 月まで) に発生する貸付金の財源とするほか、人件費等の業務経費 (3 億円) や財政融資資金借入金等の元利金返済額 (20 億円) にも充てられる。</p> <p>(有価証券) 有価証券の平成 21 年度期末残高は、5,596 百万円となっており、全て学術研究振興基金で保有しているものである。 学術研究振興基金は、事業団が広く一般から受け入れる寄付金を基金として運用し、その運用益をもって、私立大学等における学術研究に直接必要な経費の助成を行うことを目的に設定されたものである。また、その運用については、事業団法第 39 条により国債、地方債、その文部科学大臣の指定する有価証券と範囲が定められており、事業団においては平成 13 年 3 月 29 日付けで「社債・特定社債及び公社債型投資信託」が承認されている。 運用にあたり、現在、事業団の保有する有価証券は、国債、地方債、政府関係機関債、電力債であり、その運用益をもって、毎年度私立大学に助成するという性格上、満期保有を原則としている。なお、平成 21 年度の学術研究振興基金の運用益は 108 百万円であった。</p> <p>○実物資産 助成勘定において保有する土地、建物等については、九段事務所及び職員寮 2 棟の土地、建物である。九段事務所内にある会議室は、自己収入の増加を図る観点から従来より一般に貸会議室として開放している。 また、職員寮についても国立寮は入居率 50%、中井寮は入居率 100% となっており、助成業務の保有する資産について遊休状態になっているものはない。また、減損会計上においても助成業務の各事業に関し、中期計画に照らし、業務の実績が著しく低下しているか否かについて定量的指標を設け判断しているが、減損が認識または減損の兆候がある固定資産はなく、減損の計上はない。 ※なお、国立寮 10 戸のうち 3 戸は改修工事が予定され、入居できない状況であったため、実質的な入居率は 71% となる。</p> <p>○知的財産等 特許権等の知的財産については、助成業務においてはその業務の性格上保有はしておらず、また今後も保有する予定はない。</p>		金融資産については、受配者指定寄付金事業及び学術研究振興基金で保有しており、その必要性及び規模とも適切なものであると考えられる。また、有価証券での運用方針も法令を遵守し、明確化されており評価できる。 実物資産については、職員寮のうち国立寮について、入居率が低くなっており、今後の在り方について検討されることを望む。		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
							<p>【内部統制について】</p> <p>○業務執行体制について 事業団法において役員(理事長、理事、監事)の職務及び権限が明確に定められている。 理事長がリーダーシップを発揮できる環境の整備については、理事長並びに各理事の責任体制の明確化と意思決定の迅速化・透明性を確保する観点から、平成16年度において事業団法の規定との整合性を図りつつ、理事会規程を整備し、業務運営上の意思決定機関としての理事会の役割を明確にした。 理事会は、理事長及び理事により構成され、各担当理事は、理事長が指示する業務運営の目標、基本的考え方(中期目標・中期計画・年度計画等含む。)の下で、担当する業務の執行方針を定め、その実施につき理事長に対し責任を負う。非常勤理事(4名)は、理事会に出席し、事業団の外部理事の立場から業務運営全般について意見を述べている。 また、監事は、理事会に出席し意見を述べるほか、理事長に提出した監査結果の報告書を理事会に提出することができる。 これらにより、事業団としての意思決定を行うべき重要な事項については、外部からの非常勤理事を含む理事会で審議したうえで、理事長が決定することとなり、その内容については、管理職が理事会の資料を基に職員に報告するとともに、内部職員向けポータルサイトにて全役職員に伝達し、周知徹底を図っている。 また、理事長が外部の有識者の意見を聞く諮問機関として事業団の業務の運営に関する基本的事項について審議するため組織された運営審議会を設置しており、これにより業務運営の一層の適正性が担保されている。執行役員会議は理事会で決定した基本方針等の下で、具体的な業務運営についての実質的な協議を行う場及び理事会への提出議案を整理し、事前の調整等を行い、当面する懸案事項及び今後の重要課題について協議する機関として随時開催しており、審議決定機関ではないものの、「危機管理」、「法令遵守」、その他緊急事態には迅速かつ確かな対応を決定できる体制をとっている。 なお、会議結果の各部署への周知については、各部署の管理職が検討内容等を各職員に報告し周知徹底を図っている。</p> <p>○中期目標・中期計画・年度計画達成のための進捗管理及び評価体制について 中期目標・中期計画及び年度計画を達成するために、中期計画・実績評価部会(中期・年度計画の策定及び進捗管理等について協議することを目的として助成業務に携わる各部・次長相当職及び各課長相当職により組織)は、各課等から四半期ごとに進捗状況を報告させ、年度計画の進捗管理を行うとともに、第3・四半期終了時点において、その進捗状況等を勘案し、次年度の年度計画(予算や人事等含む)を策定している。また、年度終了後には、「年度計画の実績自己点検評価(助成業務)」を取りまとめ、年度計画の評価を行うとともに中期目標・中期計画の進捗管理を行うこととしている。 また、その結果について担当理事に報告するとともに、理事会においても審議(年度計画)・報告(自己点検)している。 自己点検評価を行うための評価指標については、「平成20事業年度の評価方法について」(文部科学省独法評価委員会高等教育分科会私学事業団部会作成)の評価基準を参考としている。</p> <p>○人事・予算・決算に関することについて 職員の採用、配置換、昇任、管理職への登用などについて、人事異動基本方針(平成19年3月20日理事長決裁)に沿って、担当理事の下で原案を作成し、理事長に相談の上、理事長が決定・実施している。また、部次長職の人事異動発令に際して、各担当部署における重要課題に対する取組の姿勢等について</p>		<p>理事長を特別補佐する組織などは存在しないが、理事長は理事・管理職と業務の現状について随時意見交換を行うことができる体制となっている。今後も、理事長が組織全体に構築された内部統制の現状について随時把握できるよう一層の努力を望む。 予算や人事の決定手続きにおいては、理事長のリーダーシップを発揮できる環境は整っているものと考えられる。 また、事業団の決定事項について、内部職員に周知される仕組みが整っていることは評価できる。 法人としてのリスクの把握は、中期計画・実績評価部会において把握しているとのことだが、リスクの優先順位付けや対応計画は策定されておらず、今後改善の余地があるものと考えられる。 法人のアクションプランといったものは策定していないが、各部署では中期目標に沿った事業を実施するとともに、これらの取り組みについては監事監査、監査室による内部監査、会計監査人による外部監査という三重のモニタリングを実施し、業務の適正かつ効率的な運営の確保に努めていることは評価できる。 監事監査、内部監査の結果については報告書が作成され、理事長に適切に報告されている。監事監査については、理事長の法人運営に関する取り組み等にも留意することを望む。</p>		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
							<p>理事長から直接指示が与えられるとともに、その他の人事異動発令、管理職研修等の機会に事業団の職員としてあるべき姿勢について教示がなされている。</p> <p>予算については、年度計画の一部として策定しており、中期部会・実績評価部会を経て、担当理事に報告するとともに、理事会において審議し、理事長が決定している。</p> <p>予算の執行のうち、貸付事業における財源の調達など重要事案については、理事長が決定している。契約については、政府調達適用基準額と同額の 1,700 万円を超える政府調達案件及びそれ以外の調達（一般調達案件）は、担当理事を委員長とする調達委員会において審議し、また、それ以外の調達（一般調達案件）についても同様の取扱いとしている。これらは調達委員会の審議を経た後、契約金額により定められた専決者から承認を受けている。理事の責任体制と権限の委譲により意思決定の迅速化が図られている。ただし、契約金額が1億円を超える契約については重要事案として、理事長が決定している。</p> <p>決算についても年度計画と同様に、担当理事に報告するとともに、理事会において審議し、理事長が決定している。更に、助成勘定では財務諸表の信頼性を高めるため、自主的に監査法人の監査を実施しているが、監査法人から監査意見を受領する際、財務諸表作成責任や内部統制を構築する責任が理事長にあることを確認している。</p> <p>○国の公益通報者保護制度への対応 公益通報者保護法(平成18年4月1日施行)に基づき、平成18年度に「私学事業団公益通報者保護ガイドライン」を策定した。当該ガイドラインにより、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する公益通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化を図っている。</p> <p>○監事監査・内部監査・外部監査の実施 平成18年度より、監事監査、監査室による内部監査、会計監査人による外部監査という三重のモニタリングを実施し、業務の適正かつ効率的な運営を確保するとともに会計の適正を期する監査体制を整えている。監事にあつては、下記の監査実施以外に理事会、執行役員会、その他重要な会議への出席や重要な原議書の回付等を通じ組織の意思決定状況などを注視確認している。 平成21年度は以下のとおり監事監査、内部監査、外部監査を実施した。 なお、監事監査及び内部監査の結果については、対象部署の監査終了後「監査結果報告書」を作成し、理事長に報告している。また、監事監査において指摘された事項並びに措置状況については半期ごとに、執行役員会議、理事会において報告し、役職員への周知を図った。</p> <p>・監事監査 (定期監査) 月例監査(毎月実施) 決算監査(九段)平成21年5月29日 経理第一課</p> <p>(業務監査) 平成21年7月 3日 経理第一課 平成21年7月17日 契約課 平成21年7月31日 寄付金課 平成21年10月6日 融資部 平成21年12月8日 システム管理室(九段) 平成22年1月19日 補助金課</p>				

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
								<p>・内部監査</p> <p>平成21年6月11日 私学情報室</p> <p>平成21年6月12日 経営支援室</p> <p>平成21年8月28日 契約課</p> <p>平成21年11月6日 寄付金課</p> <p>平成22年1月29日 人事課</p> <p>・外部監査</p> <p>平成21年10月22日～27日 期中監査</p> <p>平成21年11月2日 監査計画説明</p> <p>平成21年11月18日 理事長とのディスカッション</p> <p>平成22年1月12日～15日 期中監査・システム監査</p> <p>平成22年3月8日～12日 期中監査</p> <p>平成22年4月2日 現金・預金証書</p> <p>・たな卸資産等の実査</p> <p>平成22年5月17日～6月4日 期末監査</p> <p>平成22年6月10日 監査決算報告会</p> <p>○総合的なリスク管理体制の整備の検討</p> <p>助成業務の総合的なリスク管理体制の整備に対応するための検討が求められたことから、平成21年度に以下の2つの検討会議を立ち上げた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「助成業務における財政計画に関する検討会議」では、調達に係るコストの検証や財務シミュレーションを行うことにより、今後の安定的な運営のための条件(具体的な目安を数値化)について検討を行った。その結果、中期計画上の貸付規模を継続し、その財源として財政融資資金及び長期勘定からの資金の融通の安定的確保を図るとともに、調達コストが高い私学振興債券を必要最小限(貸付規模に見合った発行額)に抑えることにより、向こう20年間は、国からの運営費交付金を受けずに業務を遂行し、かつ利益金を生み出すことにより、助成金を私学に還元することが可能であることを報告した。</li> <li>・「貸付事業(助成業務)の充実改革に関する検討会議」では、貸付債権の持つ信用リスクの程度を把握し、個々の債務者ごとの区分に応じて貸倒引当金を算出するなど、適切なリスク管理を実施するための基準である自己査定基準について、債務者の格付けに係る債務者区分の区分方法等の見直しを行った。</li> </ul> <p>○情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティの維持(再掲)</p> <p>事業団内部の情報セキュリティの維持に取り組むため「情報セキュリティポリシー実施手順書」に基づきファイル管理システム(Rアプリケーション)による運用を開始した(平成21年7月1日)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年6月26日に情報セキュリティ責任者等に対して説明会を開催し、外部への情報の持ち出しの取扱いについて周知を図った。</li> <li>・平成22年3月9日、15日九段事務所のPCを扱う全役職員等に対して説明会を開催し、外部への情報の持ち出しの取扱いについて周知・徹底を図った。</li> <li>・外部媒体への記録又はメールの添付による外部への情報の持ち出しは、課室情報セキュリティ責任者の承認を必要とすることとした。</li> </ul> <p>「情報セキュリティポリシー実施手順書」に基づき自己点検票による調査を実施した。</p>			

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
								<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年3月2日に自己点検票に基づく点検の結果を情報セキュリティ小委員会(振興事業本部)に報告した。</li> <li>情報セキュリティ監査責任者により寄付金課、補助金課、総務課、人事課の情報セキュリティ監査を実施し、適正に管理されていることを確認した。</li> </ul>			

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(2) 総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財務状態の健全性の確保に努めることとし、特に信用リスクについては、適正な貸倒引当金の設定を行う。	(2) 総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財務状態の健全性の確保に努めることとし、特に信用リスクについては、適正な貸倒引当金の設定を行う。	財務状態の健全性の確保の状況						(2) 財務状態の健全性の確保に努めるため、以下の総合的なリスク管理や債権の適切な回収を図ることなど下記のとおり取組を行った。 ○貸付・借入利息収支差の改善 助成業務では、収支状況の改善を目的として、貸付事業における貸付利率について、財投借入利率に上乗せするスプレッドを 0.3%とし、貸付・借入利息収支差額の改善を図るとともに、学校法人からの繰上償還受入予定額を平成 15 年度から段階的に減額し、貸付金利息の減収の抑制を図っている。 平成 21 年度の貸付・借入利息収支差額の実績額は、2,060 百万円となり、計画額 1,992 百万円に対して 68 百万円の増額となった。 ○繰上償還(補償金付繰上償還除く)の抑制 貸付先学校法人からの繰上償還の受入れは、貸付金利息の減収を招くこととなる。また、平成 10 年 10 月以前に貸付けた資金の繰上償還については繰上償還補償金が付されていないため、国等に返済できないことから、繰上償還された利率より低い利率で新たな貸付けが実行される。金利の逆ざや分は事業団が被ることになり、学校法人からの補償金を付さない繰上償還は財務の悪化につながる。 平成 15 年度から繰上償還受入基準を制定し、繰上償還を希望する学校法人に対して受入基準の内容等を周知することにより、繰上償還問題に対する理解を求めている。繰上償還の受入れに際しては、受入基準に従い、学校法人の規模や財務状況を考慮しながら計画的に受け入れている。 平成 21 年度の繰上償還受入予定額 50 億円に対し、受入実績額は 53 億円となり、受入予定額を上回ったが、これには債権保全の観点から将来的に貸倒リスクが高まる可能性のある貸付先学校法人より受け入れた 8 億 7 千万円が含まれている。また、繰上償還の受入れにあたっては、原則として 3 月に受け入れることとし、逸失する貸付利息を最小限に抑えた。 ○財政融資資金への繰上償還 学校法人から受け入れた補償金付繰上償還を財源に、財政融資資金に対し 1,680 百万円の繰上償還を行い、支払利息の軽減を図った。 ○資金管理に係る取組 市場リスク、流動性リスクを意識し、月末の資金残高についてできるだけ圧縮することを基本的な方針とした資金繰り表を毎月作成するとともに、貸付の必要時期に応じた資金調達を実施し、支払利息の負担軽減を図った。また、補償金付繰上償還等により一時的に滞留資金が生じた場合は、資金の必要時期まで譲渡性預金又は大口定期預金等、普通預金より利率の高いもので運用した。 ○信用リスク管理に係る取組 ・「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」に準じた自己査定基準に基づく債務者区分を行った。 ・滞納法人に対しては、外部専門家(弁護士等)の意見を踏まえ、面接、文書、出張等の方法により督促を行い、リスク管理債権の圧縮に努めた。貸付条件緩和法人等のリスクの高い法人については、融資部に所属する審査・管理室と学校法人の経営支援を行う私学経営情報センターと密接な連携を図り、協働してリスク管理債権の圧縮に努めた結果、平成 21 年度末リスク管理債権総額は 11,010 百万円となり、前年度に比べ 1,172 百万円減となった。この結果、リスク管理債権額の総貸付残高に対する割合は 1.78%となった。 ・貸倒引当金については、平成 21 年度に「貸付事業(助成業務)の改善充実に関する検討会議」を立上げ、近年の民事再生適用時の担保価値の減額状況、私学の経営状態の悪化に備えるため、貸付債権の将来における損失の可能性を見据え、監査法人の助言を参考に貸倒引当金の算出のための基準である自己査定基準について、格付けに係る債務者区分の区分方法を見直した。 平成 21 年度決算では、貸倒引当金について担保評価の見直し等により 276 百万円の積み増しを行い、今後の損失の可能性に備えた。	A	財務状態の健全性の確保のため、貸倒引当金の算出基準である自己査定基準について見直しを実施するなど、債権管理の充実が図られており評価できる。 繰上償還については、私立学校にとって必要な繰上償還もあることから、私学事業団の財政への影響を考慮しながら適切に対処されることを期待する。	111 ～ 114

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
		リスク管理債権 の割合(再掲)	3.0% 以下	3.0% 超	3.2% 以上			(リスク管理債権額の割合) (19年度末) (20年度末) 21年度末 (2.07%) (2.04%) 1.78% ・リスク管理債権額 (19年度末 12,553,459 千円) (20年度末 12,182,342 千円) 21年度末 11,009,907 千円	A		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																							
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項																								
<p><b>3 人件費の削減等</b>            役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた必要な見直しを進める。            また、平成22年度の人件費を平成17年度(970百万円)と比べて5%以上削減することを目安として所要の取組を行う。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員という基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当は含まない。</p>	<p><b>3 人件費の削減等</b>            中期計画において「平成22年度の人件費を平成17年度(970百万円)と比べて5%以上削減することを目安として所要の取組を行う」としていることを踏まえ、今年度は、職制の構成割合を見直すなどして人件費の削減を図る。</p>	<p>人件費削減に向けた取組状況</p>					<p>人件費の削減について以下のような取組を実施した。</p> <p>○ 業務の効率性・有効性に配慮しつつ、引き続き管理職の3ポスト(企画室次長、システム管理室次長、私学経営情報センター次長)について兼務をさせるとともに、職制の構成割合を見直して、課長相当職2ポスト(私学経営情報センター参事2)、課長補佐相当職1ポスト(私学経営情報センター私学情報室主幹)をそれぞれ削減し、その分を係員のポストとして振り替えた。また、平成21年度補正予算により融資規模が拡大(融資枠600→910億円)したことに対して、他の部署の職員が一時的に応援する異動(併任発令)を実施(8月1日～12月31日)することで、融資部の業務量増加に対応した。</p> <p>この結果、平成21年度の人件費の実績額は861,214千円(予算額933,589千円)となり、平成17年度実績額に比べ6.0%(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いた率)、また、平成17年度予算額に比べ9.5%(同上)の削減となった。</p> <p>なお、人件費のうち超過勤務手当の実績額は、52,660千円となり20年度の48,270千円を上回ってしまったものの、以下の取組を通じて抑制に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補正予算により多忙となった部署(融資課)に対し、他の部署の職員が業務を一時的に併任させる発令を行った。</li> <li>・部課長会・連絡課長会において、毎月の各課の超過勤務状況を提示し、削減を促した。</li> <li>・超勤時間の多かった部署に対しては、管理職から理由を聴取したほか、削減を促した。</li> <li>・毎週水・金曜日に、内部ホームページ及び放送を通じて早期の退勤を促した。</li> </ul>	A	<p>職制の割合を見直し、ポストの振り替えなどの取り組みにより人件費の削減を図ったことは評価できる。</p> <p>超過勤務手当については今後も抑制に努められることを期待する。</p>	115 ～ 117																								
							<p>(単位：千円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費予算額 (対17年度削減率)</td> <td>969,770</td> <td>966,491 (△0.3%)</td> <td>965,253 (△0.5%)</td> <td>964,167 (△0.6%)</td> <td>933,589 (△3.7%)</td> <td>921,252 (△5.0%)</td> </tr> <tr> <td>人件費決算額 (予算執行率)</td> <td>933,557 (96.3%)</td> <td>935,522 (96.8%)</td> <td>940,122 (97.4%)</td> <td>916,386 (95.0%)</td> <td>861,214 (92.2%)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	人件費予算額 (対17年度削減率)	969,770	966,491 (△0.3%)	965,253 (△0.5%)	964,167 (△0.6%)	933,589 (△3.7%)	921,252 (△5.0%)	人件費決算額 (予算執行率)	933,557 (96.3%)	935,522 (96.8%)	940,122 (97.4%)	916,386 (95.0%)	861,214 (92.2%)	—						
区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																												
人件費予算額 (対17年度削減率)	969,770	966,491 (△0.3%)	965,253 (△0.5%)	964,167 (△0.6%)	933,589 (△3.7%)	921,252 (△5.0%)																												
人件費決算額 (予算執行率)	933,557 (96.3%)	935,522 (96.8%)	940,122 (97.4%)	916,386 (95.0%)	861,214 (92.2%)	—																												
							<p>また、実績による削減状況は、平成21年度人事院勧告を踏まえた給与改定等を考慮した場合は以下のような削減率となる。</p> <p>(単位：千円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費決算額</td> <td>933,557</td> <td>935,522</td> <td>940,122</td> <td>916,386</td> <td>861,214</td> </tr> <tr> <td>決算額による 対17年度 人件費削減率</td> <td>—</td> <td>0.2%</td> <td>0.7%</td> <td>△1.8%</td> <td>△7.7%</td> </tr> <tr> <td>人件費削減率 (補正值)※</td> <td>—</td> <td>0.2%</td> <td>0%</td> <td>△2.5%</td> <td>△6.0%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	人件費決算額	933,557	935,522	940,122	916,386	861,214	決算額による 対17年度 人件費削減率	—	0.2%	0.7%	△1.8%	△7.7%	人件費削減率 (補正值)※	—	0.2%	0%	△2.5%	△6.0%			
区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																													
人件費決算額	933,557	935,522	940,122	916,386	861,214																													
決算額による 対17年度 人件費削減率	—	0.2%	0.7%	△1.8%	△7.7%																													
人件費削減率 (補正值)※	—	0.2%	0%	△2.5%	△6.0%																													
							<p>※人件費削減率(補正值)：「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分の増減率を除いた削減率である。平成18年、19年、20年、21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は、それぞれ0%、+0.7%、0%、-2.4%である。</p>																											

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
								<p>○役職員の報酬・給与等の水準の公表について 独立行政法人は、総務大臣が定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき、役職員の報酬・給与等の水準の公表を行っている。本事業団については当該ガイドラインに基づく公表の対象外とされているものの、業務運営の透明性を確保するとともに、その説明責任を果たすため、自主的に給与等の実態をとりまとめ、実績を公表している。今年度も役職員の報酬・給与等について取りまとめ平成 21 年 8 月 27 日にホームページに公表した。</p> <p>○レクリエーション経費の見直しについて 国におけるレクリエーション経費の取扱い(総人思総第 774 号 平成 20 年 7 月 30 日)を踏まえ、平成 20 年度より①厚生施設利用補助の法人支出②職場における役職員互助組織に対する法人支出を取りやめ、レクリエーション経費は全く支出していない。</p> <p>○レクリエーション経費以外の福利厚生費について レクリエーション経費以外の福利厚生費として、法定福利費(私学共済長期掛金、同短期掛金、介護掛金、児童手当拠出金、労働保険料)のほか、健康診断費用及び常備薬代について、役職員の健康保持・増進にかかる支出をした。</p>			
<p>4 期間全体に係る予算 別紙1</p> <p>5 期間全体に係る収支計画 別紙2</p> <p>6 期間全体に係る資金計画 別紙3</p>	<p>4 予算 別紙1</p> <p>5 収支計画 別紙2</p> <p>6 資金計画 別紙3</p>	<p>予算・収支計画・資金計画の適正な執行状況</p>					<p>適切な予算の執行を図った。 一般管理費、業務経費の削減に努め、貸付金利息と借入金利息等との利息収支差の確保など、財務の健全化に向けて主体的に取り組むべき事項について成果を上げた。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>貸付事業の実績が貸付予定額を下回っているが、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書に基づいて、安定的かつ確実な事業を実施していると認められる。</p>	<p>118 ～ 123</p>	
<p>IV 短期借入金の限度額 短期借入予定なし</p>	<p>IV 短期借入金の限度額 短期借入予定なし</p>	<p>短期借入金の状況</p>						—		124	

○ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<p>V その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設・設備に関する計画 なし</p> <p>2 人事に関する計画</p> <p>(1) 業務執行の効率化を図るため、各事業の業務量や職員の適性を考慮した人員配置を行う。</p> <p>(2) 優れた人材を確保するため採用方法の充実を図る。</p>	<p>V その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設・設備に関する計画 なし</p> <p>2 人事に関する計画</p> <p>(1) 人事異動基本方針に基づき、職員の適性、各部署の業務の円滑な執行、当面の課題への取組などを十分考慮した人員配置を行う。</p> <p>(2) 文部科学省文教団体職員採用試験を行うほか、資格や専門的な能力を有する者等を随時採用する方法を検討するなどして優れた人材の採用に努める。 また、多様な雇用形態を活用し、必要な人材を確保する。</p>	<p>施設・設備の状況</p> <p>適切な人事配置の状況</p> <p>人材確保のための取組状況</p>						<p>A</p> <p>—</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>人事異動基本方針に基づき、各部署の部長・課長・課長補佐からヒアリングを行い、各部署に必要と思われる人数を配置するなど、適正な人員配置に努めたことは評価できる。 なお、適材適所の人材配置を進めるために、管理者の登用に当たっては、面接を実施するなど工夫されることを望む。</p> <p>優れた人材を確保するための取り組みを行ったことは評価できる。今後は文部科学省文教団体職員採用試験のみならず採用方法の工夫を期待する。</p>	<p>124</p> <p>125</p> <p>126 ～ 127</p>	
							<p>(1) 人事異動基本方針に基づき、職員の適正、各部署の業務の円滑な執行、当面の課題への取組などを十分考慮した人員配置を行うため以下の取組を行った。 ○「人事異動基本方針(平成 19 年 3 月 20 日理事長決裁)」は、助成業務における文部科学省独立行政法人評価委員会による毎年度の「業務の実績評価」及び共済業務における共済運営委員会の意見を聴いて理事長が行う毎年度の「取組みの実績評価」の結果を踏まえ、今後の業務運営について一層の効率化を図るとともに、透明性の確保と説明責任の履行に定めるために策定した。 ○管理職者の登用については、「平成 22 年度管理職登用候補者の選考について」に基づき、課長補佐職として2年以上の経験を有する者にレポートの提出を課し、レポート内容及び人事関係資料を参考に第一次・第二次の選考を行い、その結果を掲載した「管理職登用候補者名簿」の中から、理事長が管理職へ登用する者を決定した。 ○平成 22 年度人事異動については、人事異動基本方針に基づき、職員の適性、各部署の業務の円滑な執行、業務改善状況、組織見直しの必要性等について、各部署の課長に対してヒアリングを行い、これを参考として適正な人員配置に努めた。</p> <p>(2) 文部科学省文教団体職員採用試験を行うほか、資格や専門的な能力を有する者等を随時採用する方法を検討するなどして優れた人材の採用に努めるため以下の取組を行った。  ○文部科学省文教団体職員採用試験を実施した(平成 21 年 5 月 24 日)。 ・平成 21 年度においても、試験日を早期(平成 15 年度までは、7 月末)に設定することにより、優秀な人材の確保に努めた。 ・文部科学省文教団体職員採用試験は、文部科学省が所管する独立行政法人・財団法人等のうち文教関係団体 8 団体で組織し、そのスケールメリットにより採用に係る経費を縮減し、1 団体では募集が困難である受験者数を確保するために統一試験として実施した。なお、文部科学省文教団体職員採用試験実施のメリットとしては、このほかにも、①他団体のホームページを通して、当事業団の採用情報を発信することができる。②試験規模が大きいため(平成 21 年度当該試験への申込者数 2,769 人)、多くの学生の目にとまることから、多様な人材の受験が見込まれる、の2点が挙げられる。 ・第一次合格者の決定の際、作文試験を点数化し、教養試験の点数と組み合わせる総合的な判定を実施した。 ・第二次試験において面接を 2 回実施した。その際、面接方法については、受験生の能力をより見極めることができるよう面接者を減らすことにより(7 人→5 人)、受験生の緊張感を和らげることに配慮した。また、平成 19,20 年度に引き続き、逆質問形式(受験生から面接者に質問)を取り入れた面接を実施した。 ○文部科学省文教団体職員採用試験の実施により、平成 21 年 8 月に 1 人(助成業務)、平成 21 年 10 月に 2 人、平成 22 年 4 月に 6 人(うち助成業務は 1 人)を採用した。</p>				

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
							<p>○平成 23 年度採用予定者の募集に係る広報として以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職情報サイト(毎日就職ナビ、日経ナビ)掲載を開始した(22 年 3 月 3 日)。</li> <li>・試験要項等を事業団ホームページに掲載した(22 年 3 月 8 日)。</li> <li>・試験要項等を大学宛に発送した(22 年 3 月 15 日)。</li> <li>・受験希望者に対する事業説明会を実施した(22 年 3 月 24 日 出席者 63 名)。</li> </ul> <p>○資格や専門的な能力を有する者等を随時採用する方法について、他団体における情報を訪問及びインターネットを通じて収集し、事業団への適用を検討した。具体的には専門的な技術を持った人材を非正規職員として採用し、その後一定の評価を得た者を正規職員として登用するなど、事業団にとって有用な人材を確保する方法が検討された。</p> <p>○多様な雇用形態を活用し、以下の取組を通じて必要な人材を確保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資質向上を図る観点から、文部科学省との人事交流を実施した。</li> <li>・平成 20 年度より導入した非常勤職員について、平成 21 年度は、さらに 1 名を追加し、総務課、人事課、経理第一課の 3 部署への配置を実施した。</li> </ul>				

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(3) 計画的に研修を行うなど職員の資質向上を図る。	(3) 職員の資質向上を図るため、研修実施要領に基づき、一般研修として管理職研修、係長・主任研修、新入職員研修、人事院式監督者研修等を、専門研修として実務支援研修、派遣研修を引き続き実施する。	職員の資質向上に向けた取組状況						(3) 日本私立学校振興・共済事業団職員研修実施要領(平成12年5月29日理事長決裁)に基づき、職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させ、その他必要な職員の能力、資質等を向上させるために組織的かつ計画的に以下の研修を行った。 ○新任管理職研修(5月20日:5人(うち助成業務2人)) ・新たに課長職に就任した職員に対して管理職としての責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的として実施した。研修内容は、「セクハラ・パワハラ防止」「理事講話」「メンタルヘルス・労務管理」等である。 ・アンケートによる研修効果の確認 管理職としての職務の遂行、部下への対応に必要な知識、技能等の修得ができたとする内容が多数であった。 ○管理監督者研修(2月9日～2月10日:20名(うち助成業務7名)) ・昇任して年数が浅い課長補佐相当職を対象に、管理監督者として期待されていること、役割の理解、管理者が取り組む業務管理、部下管理の基本と必要な能力について理解を深め、環境変化に対応できる管理者を育成することを目的として実施した。 ・アンケートによる研修効果の確認 部下の育成・管理について、実例を用いた研修であったため、今後の管理監督者としての在り方を見直すうえで効果的であったことを確認した。 ○係長研修(3月11日、3月17日、3月19日(同一内容を3回実施):84名(うち助成業務28名)) ・係長相当職全員を対象に、現在の業務に対する問題解決・改善への意識改革のきっかけ作りを目的として実施した。 ・アンケートによる研修効果の確認 業務を改善する仕組みや方法、問題解決方法を具体化する手法についてなど、現実的な教材を使っており理解が進んだことが確認できた。 ○新入職員第一次研修(4月1～6日、10月1～6日:14人(うち助成業務6人)) ・採用直後の職員に対し、職員としての服務及び労働条件に関する諸規程の周知を図るとともに、社会人としてのビジネスマナーやビジネススキルの向上を目的として実施した。 ・感想文による研修効果の確認 社会人としてビジネスマナーの重要性や、組織の中での役割や協調性等が十分に理解されており、本研修の効果が確認された。 ○新入職員第二次研修(7月7～9日:16人(うち助成業務5人)) ・当該第二次研修は、採用後1年未満の職員に対し、事業団の各業務における職務の概要の修得を目的として実施した。 ・アンケートによる研修効果の確認 所属部署以外の業務内容を知る機会となり、これらに深く関心を持つとともに、他部署とのつながりや事業団の全体像の把握に役立つなど、本研修の効果が確認された。 ○文部科学省文教団体共同職員研修会(9月9～11日、10月14～16日:6人(うち助成業務2人)) ・中間管理者を対象に、業務の遂行及び部下を管理・監督するために必要な知識・技能を修得させ、組織全体の業務の向上と運営の能率化及び職場の円滑な人間関係の確保を図ることを目的とした研修 ・研修効果の確認 ロールプレーを取り入れるなど、職場における円滑な人間関係の確保を図り、担当部署において的確に業務を遂行する能力の養成に効果的な研修内容であったことを受講者に確認した。	A	職員の能力向上のため、様々な取り組みを実施しており、評価できる。 簿記研修について、受講者全員が検定試験の受験及び合格を目指して取り組まれることを期待する。	128 ～ 132

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
								<p>○私立学校の活性化に向けた勉強会(参加職員数合計 280 人、前年度実績 241 人)  第1回(9月29日:出席者 38人) 第2回(10月23日:出席者 51人)  第3回(10月30日:出席者 49人) 第4回(11月27日:出席者 33人)  第5回(12月16日:出席者 40人) 第6回(2月26日:出席者 27人)  第7回(3月5日:出席者 23人) 第8回(3月19日:出席者 19人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該研修は、私立学校の教育条件・経営の改善に向けた様々な取組を支援するために、改善方策の考え方、改革の実践などを学び、私学の現状を把握し、私学経営情報センター職員が行う経営相談等の業務に資することを目的として実施した。</li> <li>実施に際しては、以下の事項に留意した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>私立学校関係者を含む外部講師による実践的な講義内容であるため、私学経営情報センター職員以外の事業団役職員にも参加の機会を与えた。</li> <li>今後の事業団に必要な人材を育成するという観点に立ち、部長会、課長会でアナウンスをすることにより、職員の参加を促した。</li> </ul> </li> <li>アンケートによる研修効果の確認  外部講師による研修は、時事問題や民間での意識・見解を垣間見ることができ、私立学校法人が直面する課題の解決に参考になったことが確認できた。</li> </ul> <p>○簿記研修(12月15日～1月29日:週2回3人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>助成業務全般に共通した知識である学校法人会計を理解する上で最低限必要となる知識を修得することを目的として実施した。</li> <li>研修内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>場 所:大原学園東京水道橋校</li> <li>講座名:簿記 3級基礎講義</li> <li>受講者数:3人</li> <li>受講修了者2人が簿記検定試験を受験したが、合格者はいなかった。</li> </ul> </li> </ul> <p>○ビジネス実務法務研修(9月19日～11月21日:週1回1名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>助成業務全般に共通した知識として必要な法務を理解する上で最低限必要となるビジネス実務法務知識を修得することを目的として実施した。</li> <li>研修内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>場 所:大原学園東京水道橋校</li> <li>講座名:ビジネス実務法務検定講座 3級フルセット</li> <li>受講者数:1人</li> <li>受講修了者1人がビジネス実務法務検定試験を受験、1人が合格した。</li> </ul> </li> <li>研修効果の確認  関係法律の基礎知識を得ることができ、法律入門としては最適であり、事業団業務に直結した研修内容であったことを受講者に確認した。</li> </ul> <p>○職員内部研修(情報セキュリティポリシー3月9・15日:126人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務で使用するパソコン、電子ファイルの扱いを中心に「情報セキュリティ」として業務上取り扱う情報の管理についての研修を行った。</li> <li>研修効果の確認  インターネット、電子メール利用に関する注意事項について、いくつかの事例が紹介され、日頃から問題意識を持つことの重要性について再確認された。</li> </ul>			

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<b>3 研修等助成に関する計画</b> 私立学校教育の振興上必要と認められる教職員の研修等に対する助成事業の充実を図る。	<b>3 研修等助成に関する計画</b> 私立学校教育の振興上必要と認められる教職員の研修等に対する助成事業の充実を図る。	助成事業の充実状況						○教職員の研修等に対する助成事業 私立学校教職員の資質の向上のため（財）私学研修福祉会が行う各種研修事業への助成及び私立学校教職員の福利厚生の実現を図るため事業団の年金給付事業である長期給付事業（長期勘定）の長期給付整理資源・旧私学恩給財団既年金者増額費への繰入れを実施している。 ○助成金等の財源の確保 事業団は国から運営費交付金を受けておらず、学校法人への貸付事業における貸付金利息と借入金利息の差額を財源として人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賄っている。そのうえで、決算において利益が生じた場合に、これを財源として助成事業を実施している。 ○平成21年度の交付・繰入れ状況 平成21年度は、前事業年度の損益上の利益金683,293千円のうち、100,000千円を研修福祉会が実施する各種研修事業等（「各種研修会事業」、「海外研修事業」、「研修成果刊行事業費等」）に、50,000千円を共済業務が行う長期給付事業にそれぞれ利益処分として整理し、私立学校教育の振興上必要と認められる教職員の研修等に対する助成事業の充実を図るための交付、繰入れを行った。  (平成20年度利益処分量) 当期総利益 683,293千円 助成金 100,000千円 長期勘定へ繰入 50,000千円 積立金 533,293千円	A	国の交付金を受けない中で、私立学に対する独自の助成事業を維持していることは評価できる。	133 ～ 134
<b>4 中期目標期間を超える債務負担</b> なし								—			